

令和5年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年6月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第14番、稲垣誠亮議員、第16番、橋俊明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第13号、第3番、田中陽介議員。

田中議員。

○3番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第3番、暮らしと自治を考える会の田中陽介です。建設的な議論ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速1問目に入りたいと思います。1問目、野洲市野洲駅南口周辺整備構想

検討委員会について質問をいたします。

5月26日に開催された第2回の野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会では、市民アンケートを実施することや他市の事例などが紹介され、議論が行われました。こうした中で参加した委員からのヒアリングを行い、検討委員会の目的を明確化することの必要性を感じましたので質問を行います。

まず1つ目、この検討委員会の役割について、何を検討するのか説明を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、田中議員の1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会につきましては、平成27年3月に策定をされました構想について、市が見直しと具現化を行うに当たりまして、それぞれのお立場からご意見をちょうだいし、していくよう設置をしたものでございます。

先日、開催をいたしました第2回の検討委員会におきましては、主に駅前に必要な機能、考えられる機能についてご検討いただきましたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 先日の2回委員会の駅前の機能を考えたということなんですけど、それは各論だと思うんですけど、全体として大本の何をというところの一番大事なところはどこなのか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 田中議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、委員会の位置づけ、ちょっと振り返りになりますけれども、委員会につきましては附属機関設置条例において位置づけられております委員会でございます。繰り返しますけれども、構想の見直しに必要な調査検討を行うというのが大きくくりの中でお示しをさせていただいているところでございます。

まず、今回の委員会におきまして、必要な検討の根幹となりますのが、コンセプトと必要な機能ということで、特に機能につきましては、ご承知のように27年に策定されました構想の中では、病院の位置づけがされておりましたので、政策転換によりまして、その病院の位置づけにつきましては、駅前の機能から除くというようなことが大きな点としてご議論いただいたところでございます。

その上で必要な機能を確認されたということでございますので、まずもって、その点が非常に大きなポイントかなという認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

私は1回目は参加傍聴させていただきました。2回目はちょっと行けなかったのですが、出た人からヒアリングということをしていただいたんですけども、まさに今コンセプトと機能と言われて、2回目は機能ということを中心にされたと思うんですけども、そもそも1回目のときに、私、傍聴していてよく出ていたのが、コンセプトの部分が、まだそこまで決められないんじゃないか。なぜかと言うと、状況、27年と変わっているところ、大きくありますよねと、市民の方のニーズも変わっているんじゃないですかと、これが全てやったように私は思っています。

それについてどのように考えられて、もう機能に進んでおられるんですけども、コンセプトはもう固まったということなんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

まず、先ほどご答弁申し上げました必要な機能のうち、病院という非常に大きな重要な施設を除いたというふうなことから、大きくコンセプトの考え方をどういうふうにしていくのかということですけども、これにつきましては、心と体の健康をテーマに、人と人とがつながることで生まれるにぎわいづくり、これを大きく変えずして構想を進めていくということを確認させていただいたという認識でございます。

したがって、必要な機能の中から病院を除きましたけれども、成長する駅前というようなことで、20年後、将来像を見据えた上で段階的な整備を実施していくというようなコンセプトにつきましては、大きく変えずして対応してまいりたいという認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、その27年の時と今と大きく変わっているところ、病院以外にもいろいろあると思います。例えば、健康センター、ジムとか併設されているものがあっちにきましたし、プールはなくなりましたし、そして、高専も設置が決まったと。い

ろんな状況変わっているんですけども、そういうことを踏まえて、これから機能を考えるということで、ちゃんと確認されたということでもよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 田中議員のご指摘のとおりでございまして、基本的に今回の見直し、機能の見直しにつきましては、ゾーニングにおきまして、A、B、Cブロックでにぎわい創出をしていくというのが根幹の内容でございまして。このことについては、今おっしゃっていただきましたような背景、さらには民間の事業者の動向、これ、非常に重要なという認識をしておりますので、それらを踏まえた検討を引き続き進めていくという認識でございまして。

以上でございまして。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、今、確認した背景を基に、にぎわいづくりという目的のために進めていくということですね。そして、税収増ということもたしか議論の中では一部執行部のほうから言葉が出てたと思うんですけども、そのとき、ちょっと不思議に思ったのが、なぜ行財政改革担当がその議論に入っていないのかなと思ったんですけども、それが今回の南口周辺整備に入っていない何か理由はあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） すいません、もう一度、行財政改革の担当者が入っていないということでもございましてか。それとも、議論の中にその要素が含まれていないというようなお質問でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） その課が今あるので、その課も含めて議論すべき課題かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 政策調整部の中で、部内の中で十分議論を踏まえた上で、1回、2回という委員会につきましては臨んでおるといような状況でございまして。

以上でございまして。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、行財政改革も含めてしっかり部内で議論されている上で、全てが進んでいるということで、確認でもよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） もちろんですね、今、申し上げておりますような内容ですとか、委員会の資料につきましては、部内会議におきまして、十分な議論を踏まえてご提案をしているという状況でございますので、組織の中で組織立った資料提供をさせていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、またちょっと確認をさせていただきます。そして、次行きます。

2番目、4月からサウンディングを行っているというふうに説明をしておりますが、サウンディングではどのような内容を基に、例えば、前提条件であるなど、どういうふうに業者さんとお話をされているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 2点目のご質問、サウンディングの内容、進め方についてということでご答弁を申し上げます。

4月から行っておりますサウンディングにつきましては、支援業者のノウハウを生かし、1次サウンディングという形で、現在、市が公表している情報の範囲内で、業界ごとに事業者の動向、要望などを大まかに把握するために行ったものでございます。また、これから実施を予定しております2次サウンディングにつきましては、連携事業者の公募に当たりましての前提条件等を市ホームページにおいて公開した上で、どの事業者でも参加いただける形式で実施する予定でございます。

具体的には各敷地の立地場所、面積等の特性を踏まえまして、事業者が整備可能と考える施設や機能について確認を行っていく予定でございます。

なお、詳細な前提条件の内容につきましては、現在、詰めているところでございますので、また、ご確認をいただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 2次サウンディングというのは、ちなみにいつスタートになるか、すいません、もう一度お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 当初のスケジュールでお示しをしておりますのが7月を中心に実施をさせていただこうということで、今現在、調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 先日の委員会では、まだ機能のところまでしっかり固まったとは言えないと思います。アンケートしますよということを確認されたという認識かな、それが6月30でしたっけ、6月いっぱいまでやるということで、それに対して検討委員会の検討を待たずして2次サウンディングを始められるということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の進め方のスケジュールの中で、一つの大きなポイントが正式な公募を行うというような状況でございます。10月、秋以降に公募を行っていかうというように考えておりますし、それがための公募条件というのを束ねていくというような作業を今大きく進めさせていただいている中の一つであるという認識でございます。

したがいまして、アンケート調査もそうですし、民間事業者からのヒアリング内容、サウンディングの結果というの、この公募条件の中に入れていくというような議論でございますので、アンケートの調査結果、さらにはヒアリング結果をもって、公募条件を整えてまいりたいという認識でございますので、その点につきましては、十分委員会のほうでもご審議をいただきたいと。また、さらに、そのタイミングにおきましては、市民説明会なり議会での特別委員会の開催なども、ぜひともお願いをしたいというように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今の説明であれば、たちまち2次サウンディングの前提条件というのは部内で決められて、そういった中での反応やアンケートの内容などを踏まえて、公募ということで、公募のときと今回の2次のサウンディングのときの前提条件というのは当然変わる可能性がありますよと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 大きく変わる要素というのは、今のところ申し上げると

ころはございませんけれども、今、議員ご指摘いただきましたような内容、詳細を詰める中で、前提条件を少し加味していくとか、プラスマイナスしていくというような要素はあるというような認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、検討委員会や市民のアンケートというのは大きく変わる要素、大きな要素ではなくてびよびよっと変わるようなもので、もう実際は決まっているという認識でいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 大きくは今公開している範囲内でございますけれども、細部につきましては、今現在、内部のほうで十分議論をしているというような状況でございますので、中身の詳細につきましてはこの場では差し控えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そこを差し控えられると、検討委員会は何をしたらいいのか多分分からなくなるので、ちゃんと説明が必要だと思うので、変えられる部分と変えられない部分を明確にしてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） その違いも含めまして、今調整をしておるところでございます。細部の内容につきましては検討中でございますので、今この場で申し上げるのは差し控えたいということでご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 細部を別に聞きたいわけじゃなくて、どういったところは変えるべき部分で、どういったところはもうこれは確定的な部分なのかというのは、当然、委員会に諮問をかけるにしても必要だと思いますし、最初からある程度見通しを立てるべきだと思うんですけれども、そこは言えない理由は何かあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） ちょっと次の質問の回答にも及んでしまうんですけれども、現在、機能として提示をさせていただいておりますのが、南構想でまとめております

機能は4つの機能がございます。市民広場的なもの、商業サービス、交流、図書館分室と
いった、こういうような観点をどこまでどのように盛り込んでいくのかというような議論
でございますし、さらには機能の相乗効果、利便性を向上するためにどのような複合を整
備していくのかという観点で前提条件を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 次の質問に関わるということですので、ちょっと次の質問のた
ころにも入りますけれども、各種計画で次の質問で言うように、いろんな大義というか、目
的が書かれておって、そこは譲れませんよと。ただ、どういったもので中身を構成してい
くかというのは当然変わりますよと、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） ご指摘、ご質問のとおりというふうに認識をしてござい
ます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） はい、分かりました。

それでは、次に行きます。「複合商業施設」というキーワードが先般からというか、ずっ
と出てきております。このキーワードだけが先走っている感がちょっと否めなくて、今の
説明にも複合商業施設という言葉、一言も出てきません。というように、本来計画で書か
れているのは人が集い・憩い・楽しめるような都市機能の配置や行政・教育・文化・商業・
医療・子育て・居住及び複合した機能の配置、魅力的なにぎわいの創出等々、多様な表現
がされております。市や市長が言う複合商業施設というのはこれらを総称したものと考え
ていいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 議員の3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

市が申し上げております複合商業施設につきましては、令和3年8月に開催をいただき
ました都市基盤整備特別委員会におきまして、野洲駅南口周辺整備構想で求める市民広場、
商業サービス、交流施設及び図書館分室の4つの機能について、駅前という立地を考慮し、
機能の相乗効果や利便性の向上を図るため、これらを複合化して整備をするため、複合商

業施設という呼称を使わせていただくとご説明申し上げ、使用しているところでございます。

ただ、議員ご指摘のように、分かりづらく、一部でショッピングセンターなど大型商業的な小売店舗を指すような誤解を生んでいるというようなお話も聞き及んでございますので、そうしたことにつきましては今後公募に向けて丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） はい、分かりました。

そして、さっきの決まった都市基盤で根拠とされたのは駅前構想ですし、その構想自体を今見直している機能を検討しているということですので、まだ何も決まっていないという認識でいいのかと思います。もし違ったら教えてください。

では、次行きます。

今回、市民にアンケートを取られております。母数が少ないアンケートだと信用性が薄いですし、また、同一人物が何回も回答できるようだと、作為的なことができると考えられますが、これに対して管理はどうなっているか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

今回のアンケートにつきましては、令和5年3月14日に開催をいたしました第1回野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会におきまして、平成27年3月策定の構想から年月が経っていることもあり、幅広い方の意見を聞く機会を設ける必要があるとのご意見をちょうだいし、市民のみならず市外の方、様々な年代の方など、できるだけ幅広くご意見を伺いたいとの考え方から実施をしているものでございます。

したがいまして、そもそも母数の設定を行っておりませんことから、今回調査で必要とされる母数の確認はしてございません。

次に、同一人の複数回答についてでございますが、回答者を特定するため、個人情報を入力していただいた上で回答をいただくといった手法、方法はあると思いますが、今回のアンケートの趣旨は厳密な数を競うといったものではなく、市民の皆様からご意見をちょうだいいただき、していただきやすくすることを第一義に考えておまして、少しでも幅広いご意見やご提案をいただき、今後の議論をさらに深めることを目的として

いるということでございます。

このことから、同一人の複数回答までを積極的に排除しているという手続はしてございませんが、なお、若い年代の方からもご意見をちょうだいいたしたく、先般、野洲高校にもご協力をいただき、生徒の皆さんからもアンケート回答をいただいておりますのと、昨日もご答弁申し上げましたとおり、野洲青年会議所さんにおかれましても、SNSを通じて発信をしていただいていると、ご協力をいただいているということも申し添えておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

それでは、5番目に行きます。今回、回答数の目標値ないし目標は定めておられるでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 5点目のご質問の答弁でございますけれども、4点目で申し上げましたとおり、できるだけ幅広くご意見を伺いたいというような考えから、特に目標値を定めているというふうなものではございません。そもそもになりますけれども、母数の設定を行っていませんので、目標値を定めるのは困難であり、また、今回のアンケートは回答数を目標としているものではないということで、先ほどのご答弁申し上げましたことで、ご理解をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 数は定めていないということですね。ただ、先ほどおっしゃった、いろんな多様な意見、市民の本当の思いを抽出しようと思えば、当然、数、必要だと思いますが、その認識は間違っているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 議員おっしゃっていただきました認識のとおり、我々もそういった認識をさせていただいておりますし、幅広く、特に若い方からのご意見をちょうだいしたいというような趣旨から、高校にも出向きましてご意見をちょうだいするようというふうに進めておりました。

昨日、現在の回答数でございますけれども、581件の回答をいただいております。一

部厳格な重複の回答がないかどうかを排除してごさいませんので、そのあたりは少し難しい点ごさいますけれども、一般的なアンケート調査の信頼度95%ということ想定して、仮に1万人を対象とした場合の、一般論になりますけれども、サンプル数につきましては370人程度というふうに言われておりますので、当然、その数字よりも上回っておるということも確認をしてごさいますし、十分信頼ある調査結果になるのではないかなというふうに認識をしてごさいます。

以上でごさいます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 目標値350は一応目標とはしていたということですね。それ以上もっと本当は欲しいというところだと思うんですけども、これ、全庁的にというか、野洲市として非常に重要な問題やと思うんです、課題というか、未来を考える。別に悪い意味ではなくて、いい意味でもすごくいい課題だと思うんですけども、本気でこれ、市民の意見聞く気あるのかなというのはちょっと思っていて、ちなみに、先ほど野洲高校とおっしゃいましたが、その調整部ないし市からプッシュ型で、何ていうんですかね、情報発信して意見を聞かせてほしいという声かけたのはどれぐらいありますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） プッシュ型でご回答をお願いしたいという機会ですけども、先般、非常に盛大に開催をされましたやすまる広場におきましても、来場者の方にお声かけをさせていただき、状況についてご説明の上で、アンケートのほうをよろしくお願ひしますというようなプッシュもさせていただいておりますし、先ほど来、ご答弁申し上げておりますように、若い方、高校生につきましても、野洲高校を中心にお願ひをしていると。

また、議員ご承知のように、野洲青年会議所さんにおきましても、先般、懇談会がございましたので、その中でご協力いただくようお願いしたところでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） まだまだもっとできることいっぱいあると思うんですよ。例えば、商工会もそうやし、PTAもそうやし、教育委員会もそうやし、まちこれ全体のことなので、なりふり構う必要ないと思うんですよ。例えば、窓口もそうですよ。窓口に来た人に一言、窓口担当が声をかける、税務担当が声をかける、福祉担当が声をかける、そういう

のことができるのが政策調整部だと思いますし、そうやって全庁的に意識を高めて市民の意識を高めていって、サイレントマジョリティ、要は何も言わない人たちのほうが圧倒的に多いわけですよ。でも、その人たちが市民の大多数を占めるわけですから、その意見をしっかりと抽出する努力をできるいい課題だと、僕は思うんですけども、もっとやってもらいたいと思いますが、できるでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 昨日のご答弁にも一部お答えさせていただきましたけれども、今回のアンケートの周知につきましては、今、議員おっしゃっていただきましたような、どういったプッシュをしていくのかと、非常に重要な認識をしてございまして、チラシやポスターを作成して掲示をしてございますのが、各コミセン、図書館、人権センター、交流センター、窓口等でございます。

また、スマホやパソコンのない方のために、各コミセン等、今申し上げました窓口のところに用紙と回答箱を設置してお願いをしているところでございますし、広報の中でも十分周知をさせていただいております。また、この第1回の委員会の中で、このアンケートを必要だというようなご意見の中で実施をさせていただきましたので、検討委員会の委員の皆さんにもぜひともご協力いただきたいというようなことも考えておりますけれども、積極的に市のほうからプッシュをしているというのは、先ほど申し上げました機会を通じまして、積極的に回答いただきたいというふうに考えております。

しかしながら、どこまでどういうふうにやっていくのかというスケジュールもございまずので、当該アンケートにつきましては、回答期限を一応6月30日というふうに設定をさせていただきます。その結果を踏まえて、後の議論の中でも十分市民の皆さんと意見を交換してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ちょっと答えになってないので、もう一回聞きますけれども、30日までの間、野洲市としてこの問題を全庁的に最大限プッシュできること、お金かかることはできないと思いますけど、そんなに大層なことは。例えば、声かけ、その窓口の声かけとか、先ほど設置していると言いましたけど、一言かけるであるとか、そういうのを全庁的にできますかということを行っています。やるかやらんかだけの話だと思うんですよ。やるべきやと僕は思いますし、できることだけでもいいので、やってもらいたいんで

すけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 全庁的な取り組みとなりますと、少し内部的な確認等も必要になりますけれども、内部の会議におきまして、ぜひとも我々が進めておる状況をご説明申し上げまして、関係課におきましても協力をいただけるように流してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これについては、市長のにぎわいをつくるということにも大きく影響していますので、市長もやっぱり中心になって音頭を取っていただきたいと思いますが、30日までの間、市民の人たちにしっかり周知して、これに取り組んでもらう、一緒に取り組むということを音頭取ってもらえますか、市長。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。

まず、ここにおられる18名の議員の先生方が1人100人ずつ集めていただいたら1,800人、アンケート。だから、全庁はもちろんですけども、議会も一緒になって進めていただきたいと。もちろん、市としてもこのアンケートも大事なことです。周知して一人でも多くアンケートに答えていただけたらという思いで進めていきたいというふうに思っております。ぜひとも、田中議員もご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 1人100人、市役所職員1人100人やるということですので、今の言質をしっかりとらって、人に言うからには自分らもやるというのは当たり前のことですので、よろしく。これは確約いただいたということで、次に進みたいと思います。

では、No.2で、野洲市の文化政策と文化施設の再編についてということで質疑をさせていただきます。

前年度、教育委員会によって野洲市内の文化施設3施設、文化ホール、さざなみホール、文化小劇場と集約の検討案が出されましたけれども、説明会の結果、ほぼ白紙に戻されて、今年、所管が変わって文化施設再編推進室というのが設置されました。そして、現在、先日はコミセンひょうずと、きたのですかね、何か市民説明会が開催されて、座談会方式で

されていまして、それと同時に市民アンケートも企画されております。

この文化というのはどういうものなのかということなんですけれども、文化庁の文化審議委員会の答申、少し読ませていただきます。「文化は人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、より質の高い経済活動を実現するとともに、科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるように支えるものです。さらに、世界の多様性を維持し、世界平和の礎となります。このような文化の果たす機能や役割にかんがみ、社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として、文化を念頭に置いてふるまうような社会、言わば『文化を大切にする社会』を構築することが必要です。そのためには、一人一人が文化を大切にすることをもち、国や地方公共団体などの行政機関においては、文化を機軸とした施策が展開される必要があります、また、企業も社会の一員として、文化の価値を追求して行動することが求められます。」これは文化審議委員会という文化庁の委員会が出したものです。

国としても、文化にこうした価値を提唱しております。もちろん、国、しっかり予算つけるよというのは当然の話なんですけれども、野洲市においてもやはりこういう意識を持って文化政策、こういった施設のことについても進めていく必要があるのかなと思っております。

その1問目、この文化施設というのは市民の文化芸術の創造や楽しみ、そして、交流のためにつくられていると考えております。しかし、アンケートへの誘導ページでは財政支出の視点からしかデータが出されておられません。

そこで、現在のこうした再編対象となっているような文化施設が生み出している市民福祉、お金にはできない、換算できないかもしれませんが、そういった価値について市の考え方を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、田中議員の大きな2つ目のご質問の第1点目についてお答えをさせていただきます。

文化施設が生み出す市民福祉、価値につきましては、人々が健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することなどが期待されていると考えており、併せて、これらの施設が将来にわたっても適切に維持管理され、機能が有効に発揮される状態を保つことにより、心豊かで生きがいを実感できるものというふうに考えているところでござ

います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 心豊かで生きがいを皆様に提供しているということですが、では、一体何が問題なのか教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の再編に向けまして、3つの施設を1つにしていくというような方向を決めた際にですけれども、その背景につきましては、少子化によります人口減少、さらには公共施設の老朽化が今後市の大きな課題となっていく中で、人口5万人規模の野洲市が同じ施設3つを有することは財源的にもマンパワーとしても不足し、結果として維持管理が不十分となるということも考えられます。

このことから、集約化によりまして資源を集中させ、施設の機能を最大限発揮させること、これを適切に維持していくことが責任ある対応であると、こういった認識で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） はい、分かりました。

今だと、要は資源が集中できてなくて、要はしっかり修理とか修繕もできない、できていない、機器も古いままで対応できないという中で、文化施設としての役割が十分に果たせていないが問題で、さらに、3つもあるのでそれを全部賄うのは厳しいという背景からどうするかということ再編の中で考える。要は、市民の楽しみやそういった喜び、創造の喜び等は前提としてそれは必要であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたと、ほぼ同様の認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

それでは、去年の市の説明会や教育委員会が行った意見聴取、そして、今年の議会での懇談会の結果等は執行部のほうに行っているかと思うんですけれども、今回、さらにアン

ケートを実施された、内容自体はそんなに変わってないのかなと思うんですけども、理由を教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 2点目のご質問になるかと思えます。

昨年度、教育委員会が行いました市民説明会や懇談会につきましては、さざなみホールに集約をするという提案について議論したものになってございました。今年度実施しております市民懇談会やアンケートでは、こういった前提を一旦取り払いまして、文化施設に求める要件や集約後の跡地に希望する機能につきましても、幅広くご意見を伺おうとするものでございます。議論の前提が異なるものでございます。

なお、このアンケート調査の結果につきましては、市のホームページに掲載するとともに、現在実施をしてございます市民懇談会、もう既に2回実施をしてございますけれども、中間集計結果を情報提供する中で、懇談会の議論をより深めていただくように考えておるといふようなところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 前提条件が変わったということなんですけれども、そもそも今までの議論でも前提条件というのはもう市民の側からすれば、いきなり寝耳に水の話です。最初からあってないようなものであります。議会のほうでやったのは、もう前提条件取っ払っておりました。その中で今回さらにアンケートということで、これは先ほどとも重複するんですけども、アンケート、先ほどと同じように、全庁的にやっぱりこれはもう、何ならもう、駅前のアンケートとくっつけてやったら、別でやって2回もQRコードを読み取るなんて、はっきり言って二度手間ですし、何でこれ一緒にせえへんのかなと思うんですけども、そういうところでもこれ連携が図れてないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回、アンケートを区分させていただきました。少し色合いが違うということから区分をさせていただきましたけれども、部内で十分、双方のアンケート調査につきましては議論した上で実施をさせていただいております。

なお、少し、QRコードを2回読み取っていただくというふうなお手間がございますけれども、その点につきましてはご了承いただきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 僕は何度でも、何回でも読みますよ。でも、やるほうの気持ちになって考えるのが親切な施策のやり方かなと思いますし、よりいろんな方にしっかりやってほしければ、手法というのはおのずと決まってくるのかなと思います。

なので、先ほどのアンケートと同じように、期限まで最大限取り組んでいただきたいのですが、これも同じように取り組んでいただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 趣旨は一部違うものの、重要度につきましては同じような重要度があるという認識をさせていただきますので、駅前のアンケート調査でご答弁申し上げました趣旨、これを踏まえて対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 期待しております。

では、3番、ちょっと先ほどと重複するので飛ばさせていただきますして、4番に進みたいと思います。

アンケート結果の活用について、集約の方針を検討するに当たって、市民の皆様の意見を反映していきたいというふうにあります。どういう形で反映していくのか、この議論の流れが明記されておられません。一方で、第2回の南口構想検討委員会の資料においては、文化スポーツ施設は別途検討中というふうに書かれております。

議会から提出した意見書というか、報告書等にもあったし、説明会等でもいろいろ出たと思うんですけども、その中でやはりまちづくりと連動して考えるべきだという意見がすごく多かったんですよ。多分、知っていらっしゃると思うんですけども。なぜかと言うと、もはや文化施設って文化施設単体で考えるような時代ではないんですね。これ、教育施設でも一緒ですけども、教育施設の中にコミセンであったり、防災であったり、いろんな観点取り入れてやるのが今のスタンダードかと思います。

ですので、益川議員の質問にもありましたけれども、やはり、この南口のものこの文化施設の集約というのは全く同じでやる必要はないかもしれないですけど、しっかり連携を取る必要があると思いますが、もう一度、そこの部分の認識を確認させてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、アンケートの結果につきましては、市のホームページに掲載をしまして、市民にこの議論について周知を図ってまいりたいと。さらに、現在実施しております市民懇談会におきましても、情報提供することで懇談会での議論を深めていきたいというふうに考えております。

また、議員おっしゃりますように、総合的な視点でまちづくりと文化施設を考える必要があるということにつきましても十分認識をさせていただきます。このためにまずは文化施設の集約の方向性をしっかりと検討した上で、最終的にはまちづくりの提案として一体的に示していく必要があるという認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今おっしゃったように、やはり、どうしていくのかというその再編のある程度の方向性は早い時点で出さないといけないのかなと思っております。ただ、どういうふうにする文化をどういう形で残していくかというのは、今、南口で例えば民間との連携による開発をやっているのと同じように、その中でもそういった文化の部分を取り入れられるのか、られないのか、いろんな選択肢があると思いますので、やはり、そこをしっかりと踏まえた上で、この公募、次の公募に至るまでにはやはりその辺も踏まえた民間提案ができるような土壌はつくっていく必要があるのかなと思いますが、その内容は別として、その土壌をつくる必要性についてはいかが考えておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 4点目の再質問かと思いますがけれども、5点目の内容にも少し触れていただいているのかなという認識でございますので、その点も併せて、ご答弁申し上げてよろしいでしょうか。

それでは、5点目のご回答という形でご説明をさせていただきます。

施設再編における進め方につきましては、昨年度、教育委員会が示した提案内容や工程案が順序として市民の意見を踏まえてからというものになっておらず、結論ありきではないかと誤解を与えることになってしまったこと。また、検討過程におきまして、財政的な観点を優先させ過ぎていたのではないかとこのところにつきましても認識をしているところでございます。

これらの反省を踏まえまして、まずは市民の皆さんのご意見をしっかりと伺う中で、市民が持つ文化に対する思いや施設を利用する市民の意見に寄り添っていかうということによって進め方を改めたものでございます。

したがって、あらかじめ集約に当たりましての方針や内容、工程を市民の議論に先んじては提示をしないということによって進めさせていただいておりますし、一方で、老朽化が著しい施設への対応の緊急性等も踏まえながら、今年度のできるだけ早い時期に適切な判断を行って、基本的な方向性をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 進め方を改め、こうやというのをせず、今から急いで取り組んでいくということですね。

先日、文教福祉の常任委員会で視察しました可児市の文化センター等では、「これからの劇場運営」として文化庁が指定しているような劇場ではありましたが、非常にコンセプト等もしっかりしていて、市民の豊かさを生み出すプラットフォームとして活用されております。また、そういう、どうやってそれをつくられたかということ、市民懇談会をしっかりと、これは市民懇談会のメンバーを公募して、その中でしっかりと議論して、21回会議をされたということです。1年8か月に及んでということですが、本当にそれは専門家も入って、けんけんがくがくの議論がされたと聞いております。

そういった、駅前の南口には検討委員会があるんですけども、今回の文化施設の再編については検討委員会が設置されていない。やはり、市民やこのプロフェッショナルも含めた、そういった委員会設置等でしっかりと意見集約と議論をしていく必要があると思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 少し繰り返しになりますけれども、行政だけでなく、また財政だけでもない進め方をしようとしているのはご答弁申し上げたとおりでございますし、まずは市民と一緒に膝を突き合わせた中で対話型の市民懇談会を実施しておりますし、幅広い議論を行っていくこととしているのはご答弁申し上げましたとおりでございます。

なお、こうした方針が決定した後の対応につきましては、必要であれば委員ご指摘のとおり、専門家の支援についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） はい、承知しました。じゃ、そういうふうに進めていっていただきたいと思いますが、今回、膝を突き合わせた懇談会、私も先日参加させていただきましたが、僕が行ったときは文化協会さんの方と、あとは、そうしたコミセンとかそういうのに関わっておられる方と議員と、割と関係者しかいないという、非常に膝を突き合わせたお話はたくさんできたので、それはそれで、よくはないんですけど、だから、そこも工夫がやっぱり必要なんですね。やりますっていったら、じゃあ集まってくれるかっていったら、そんなことでもなくて、我々もJ Cとかでいろんなこういう事業やりますが、そんな簡単に人集まらないですね。それなりに発信の方法であったり、アプローチの手法というのをしっかり考えないと、これ、帳面消しになっちゃうんです。ただ。そのつもりはなくても、形として帳面消しになっちゃうんですよ。本当はそうじゃないようにしたいのに。これは非常にもったいないですし、届いてない方、恐らくいっぱいいらっしゃいます。

プッシュ型ということであれば、例えば、市民の防災LINEありますよね、野洲市のLINEアカウント、ああいうのでももっと事前にしっかり配信するとか。ちなみに、今回のアンケート、両方ですけど、この説明会とかの周知も含めて、LINEを使ったプッシュ配信というのはこれされましたでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今回の市民懇談会3回分につきましては、6月の広報、そしてホームページで開催の案内をさせていただきました。LINEの配信につきましては、大変申し訳ございません。少しできていなかったという認識でございますので、改めてまいりたいというふうに思います。

また、今回の市民懇談会は3回限りでございますけれども、6月広報でお知らせをさせていただきましたように、出前座談会というものも市民5人以上で構成する団体から申込みいただきましたら、担当者出向いてご説明を申し上げたいと、意見交換をさせていただきたいということも周知をさせていただいておりますので、こうした機会もぜひともご活用していただきたいという認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 活用できてなかったということですので、今からでも構いませんので、明日でもあさってでも、明日がいいですけど、多分、簡単にできると思います。な

ので、すぐにでもできることはやる、という癖をつけていくと、どんどんよくなっていくのかなと思いますのでお願いいたします。

また、座談会、この座談会も一緒ですね。座談会もあるということが周知されなければ、誰も呼んでもらえませんので、その周知も含めて、早急に、今やりますということをおっしゃったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 今申し上げましたような内容を改めまして市の公式のSNSでありますLINEを通じまして、周知をしてまいりたいというふうに思っております。

ちょっと追加ですけれども、6月1日付けで駅前部分につきましては、LINEでの周知を行っているようなことのでございましたので、補足させていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 駅前以外のところはこれからということにとらまえましたので。

次に行く前に、すいません、内容的には戻ることになるんですけれども、今回の目的の中で資源を集中させてというのが、この文化施設再編の最大の目的ということをお先ほどご答弁いただきましたけれども、これ、いくらだったらその資源って野洲市は出せるのかとか、要は、何ですかね、その基準ってあるんですか。それはこれから設定するのか、何かこれぐらい、今、これぐらいボリュームがあるが、これぐらいだったら、要は野洲市の身の丈に合った文化施設の再編に使えるであるとか、年間これぐらいの予算であればこういった文化施設の維持に、文化の推進のために野洲市はお金を出せますよとか、そういった観点というのはもう既にある程度目星があるのでしょうか。それとも、これからなんでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 具体的な見通しの数値というのはご提示をさせていただいておりませんが、従来の資料の中でこれまでの施設の収入額と支出額、さらにはそれをプラスマイナスしました収支差額というのもご提示をさせていただいております。3つの施設の中でそれぞれの施設がどれだけの赤字を生んでおられるのかというのもご提示をさせていただいておりますし、それがために3つのものを1つに集約をするというのが一つの大きな指標になるのではないかなという認識でございますのと、特に今大きな課題としておりますのが、特に実施をしてございませぬ大規模な改修でございます。それぞれの施

設、それぞれ大規模改修が必要となっておるという状況でございますので、それも踏まえた提示をしておるというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

大枠として、市に1つであれば何とかいけるだろうという意味で、1つに再編集中という意味であるのかなというふうに理解いたしておきます。

では、引き続き、このアンケート等、作業量も多いと思いますが、非常に重要な課題でありますので取り組んでいただけることを期待しております。

では、次の質疑に移ります。No.3、新型コロナウイルス感染症とその対応についてということで質疑いたします。

本年5月8日において、厚生労働大臣は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になったというふうに発表いたしました。

これは感染症法上の「厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が該当感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない」というのを適用したものであり、さらに、この公表と同時に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を改正し、第1章5類感染症（5類感染症）第1条の15に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）というものを加え、これを適用することを決定したということです。

非常に分かりにくいんですけども、現在もこの新型コロナウイルスに対して関連する予算が膨大に組まれております。各自治体においても、主に法定受託事務という形で、現場の執行をされているという形になると思っております。

公共の予算執行というのは、基本的には法令に基づいて行われる必要がありますが、市民には正確な情報が周知されないといけません。

まず、もともと2類相当とされる新型インフルエンザ等感染症に指定されていたものは、法的に一体何だったのかということなんですけれども、これは新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することになったコロナウイルスを病原体とする感

染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。) という、これに対するものであるという認識のもとに2類相当とされておりました。非常に概念的ですよ。何かよく分からないけれども、非常に危険だから2類にしようと、2類相当にしようというものです。これはSARSとかMERS、これは致死率35%とか10%とか、非常に危険なウイルス性の感染症はこれに指定されておりました。

それに対して、今回5月8日に公表された様々な改正で5類と定義づけされたのは新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）というものであります。

発生したとされる時期から3年を経て、現在の最新の情報、要は法律に書かれている情報がこれです。この限る限るというやつですね。

そして、現在、予算が使われているワクチンやPCR検査、抗原検査等に表記されているものは「SARS-CoV-2」というものなんですね。これが新型コロナウイルスの原因というふうに言われているんですけども、これはずっと変わってないんですね。新型コロナウイルスというのは総称なんです。これ、法律にもどこにも出てきません。そういう名前はこの限る限るが本来の正式名称なんです。

これが感染症法並びに施行規則のどこにも、今回、予算を使っているSARS-CoV-2というのが出てこないんです。要は、新型コロナウイルスって、結局何なのかということなんですね。3年間やって病原体が特定できてないということなんですね。普通は病原体名が書かれるんですね、原因となる。でも、出てこない。これに矛盾を感じている多くの研究者や医療関係者、市民がおります。市は執行者、法定受託事務ですけども、執行者としてこれを説明できなければならないですし、分からなければ確認していただければなりません。

そこで問います。法律にある令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものは、現在の予算措置の対象と考えるSARS-CoV-2と科学的に同じものであるか、この2つの関係性について根拠を問います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、田中陽介議員の新型コロナウイルス感染症とその対応についての1点目のご質問についてお答えをいたします。

SARS-CoV-2、これ、正式にはSARSコロナウイルス2と呼ぶそうなんですけれども、これはベータコロナウイルス属に分類されるコロナウイルスであり、令和元年12月に、中華人民共和国の武漢で確認をされた新型コロナウイルス感染症、これは国際保健機関WHOの国際疾病分類上は、いわゆる「COVID-19」と呼ばれているものですが、これを引き起こす病原体として特定をされたウイルスの名称でございます。

一方、感染症法上では疾病名である新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、これを日本でどのように呼称するかといった議論の中で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）という疾病名、またその病原体についてはベータコロナウイルス属のコロナウイルスで令和元年12月に中華人民共和国で発生し、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限定するといったことが文言で定義をされているもので、科学的根拠というよりは法文の解釈として、また、これまでの厚生科学審議会感染症部会での検証経過等から、こちらも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を引き起こすウイルス、つまり、SARSコロナウイルスⅡのことを示していると読み取れるため、お尋ねの2者については同義語であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 同義語であると考えますとおっしゃいましたが、これは誰が考えているんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 私の言葉の中では考えますと言いましたけれども、判断されるという言葉で置き換えさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 誰が判断をされておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） これは法文の解釈上、まず1つのものを示す1つの名称、

WHOの国際疾病分類上COVID-19と呼ばれる疾病名を日本でどのように呼称するかという議論の中で生まれてきた表現でございますので、これは同じものであると解釈すべきだと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） その解釈すべきというのは誰が思っているんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 社会通念上の判断でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 質問状に私、書いておきましたけど、厚生労働省にこれを確認されましたか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員お尋ねの科学的根拠に基づくというよりは、あくまでも法文の解釈、その表現の成り立ち、こういったところから解釈されるので、あえて厚生労働省への確認は行っておりません。ただいま言いましたように社会通念上、そのように解釈されるという答弁でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 多くのウイルス学者や医療関係者がそれに対して疑義があるであつたりとか、社会の中でもいろんな考えがあるということ認識されていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 場合によってはそういう考え方も当然出てくると思います。ちょっと突飛な例になりますけれども、例えば、日本に生息する外来種のザリガニにウチダザリガニというのとタンカイザリガニという2種類がございます。これは北海道で繁殖しているものをウチダザリガニ、滋賀県の淡海湖で繁殖しているものをタンカイザリガニ、それぞれ別の場所で繁殖している別の個体群に対して違う経過で命名がされていません。

ところが、近年、この2種は同一の種ではないかといった議論がされていますけれども、こういった場合、確かに田中議員がおっしゃるように、遺伝情報の分析とか科学的な証明によって、同一の種であるということは言われなければなりませんけれども、ただいまの例につきましては、そもそも一つのものを示す名称、呼称、これを日本でどのように表現

するかという議論の中で生まれてきたものですから、この2者は同一でなければならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これ、別に、総称のことを言っているんじゃないでなくて病原体の話をしているんですよね。病原体はこれ同じか。なぜかと言うと、対策というのは基本的に病原体に関してされているんですよね。ワクチンもそうですよね。特定の病原体が確認されていなければ、それに対する対策というのは取りようがないわけですよ。それを思うとかどうとかという話ではなくて、それを科学的にこれが同じかどうかというのは証明されてないとおかしいんじゃないですか。されてないならないで、こういうふうに思っているからやっていますでも別にいいと思うんですよ。だから、今回も思っているという認識でいいんですかね。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 科学的に証明はされているかされてないかではなくて、法律の中に位置づけをされておりますベータコロナウイルス属のコロナウイルスで、令和元年12月に中華人民共和国で発生し云々、これが表現するところのウイルスがSARS-CoV-2であるということは、これは科学的に証明をされているというふうに認識をしております。

よって、この2者はもう同じであるというか、ここに科学的な証明というのは必要ないというふうに認識をしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 科学的に証明されていると、部長が認識しているという話ですかね。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 最終的には私がそう認識しているというふうにお取りいただいてもそれは結構ですけど、そもそも感染症法上、こういう位置づけになったということはこれは審議会のほうでしっかりと審議をされ、案がつくられ、国会で審議をされ、決定をされたものであるから、これについては法令上は正しい認識であるというふうに解釈せざるを得ないというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 法令上解釈され、法定受託事務として下りてきたから、市がそれに従ってやるしかないということは一定は理解できます。ただ、市民の健康と安全を守るというのは、これは自治事務でもあると思いますが、その観点はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 法令に基づいて、なおかつ、さらに市町村、自治体の判断に委ねられた部分につきましては、ただいまの観点での取り組みというのは必要になってくると思いますけれども、コロナウイルス感染症に対する対策に関しては、あくまでも法令に基づいて実施をしているものでございますので、自治事務として独自の判断がそこに介在するというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、なぜこの法令を読み解くときに、法律上の病原体がちゃんとSARS-CoV-2というふうに書かれなかったのかというところは疑問が湧きませんか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） これにつきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行した後の呼称について、厚生労働省の第73回厚生科学審議会感染症部会というは、これは令和5年3月13日に開催されております。この中では先ほどから何遍も申し上げておりますけれども、COVID-19の5類への移行に際して、COVID-19、あるいは病原体であるSARSコロナウイルス2を法令にどのような呼称で位置づけるべきかといった前提によって、まず議論がスタートしております。

つまり、この時点で、感染症法上の5類に新たに位置づけられた疾病名とその病原体がCOVID-19とSARSコロナウイルス2であるということが明白でありまして、これは疑う余地がないものというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） どういう呼称で位置づけるかという議論がされて、SARS-CoV-2という特定の病原体名が書かれなかったんですよ。書かれなかったということは書けなかったということじゃないんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長(吉田和司君) これも同審議会での議事録を確認してはいますが、書けなかったのではなくて、国民にあらぬ誤解を生まぬように、いわゆるこれまでは2類に位置づけて感染症対策をしっかりとくださいというふうな強制力のある指示事項になっていたものが5類へ移行するわけですから、ただ、それによって、コロナウイルス感染症がなくなったわけではないですよ、感染症防止対策についてはしっかりと行ってくださいという意味合いを持たせるためにはどういう呼称がいいかという議論がされていたもので、そういった結果、SARSコロナウイルス2という呼称が使われなかったものというふうに、これは私個人としては解釈をしております。

以上です。

○議長(荒川泰宏君) 田中議員。

○3番(田中陽介君) 法定受託事務に個人の解釈が入る余地は僕はないと思います。なので、ちゃんと法律に従ってやるのが筋ではないかと思うんですが、法律の名前でちゃんと説明したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(荒川泰宏君) 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長(吉田和司君) 法律の中では、先ほどから何度も申し上げている呼称で位置づけられているので特に問題はないと思います。我々はそれに従って事務を進めるのみです。

○議長(荒川泰宏君) 田中議員。

○3番(田中陽介君) ですから、SARS-CoV-2という名前は法律には出てこないのに、いろんな事務の中でその名前が出てくるのはおかしいんじゃないですかと言っているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長(荒川泰宏君) 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長(吉田和司君) 予算執行の基本となっているSARS-CoV-2と法令上位置づけられた呼称、名称が同一であるということは明白でありますので、そこは問題はないというふうに考えております。

○議長(荒川泰宏君) 田中議員。

○3番(田中陽介君) 明白であるのも考えているのも個人の認識ということでよろしいでしょうか。

○議長(荒川泰宏君) 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長(吉田和司君) これは法文上、そのようにしか解釈できないと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これ以上は想像力と見解といろんな見識の話になると思うので、これで終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を午前10時30分といたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第14号、第2番、小菅康子議員。

小菅議員。

○2番（小菅康子君） 第2番、小菅康子です。

私は2つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、学校教員の勤務実態と改善について質問をさせていただきます。昨日の岩井議員、石川議員の質問でも、学校教育における諸問題について、教育委員会、また学校現場で大変ご苦労をいただいていることを再認識しました。その上に立って質問をさせていただきます。

文部科学省が去る4月28日、教員勤務実態調査の結果を公表しました。これによると、例えば、中学校教員の場合、1週間の勤務時間が過労死認定ラインの60時間を超える教員が36.6%に上り、さらに8割近くが月45時間を超える残業をしていることが明らかになり、これまでずっと改善が叫ばれていながら、依然として異常な長時間勤務労働であることが分かりました。

今回の文科省の全国調査は、公立小中学校計2,700校の常勤職員を対象に、昨年、8、10、11月、それぞれ7日間の勤務実態を調べたものです。10月、11月の平日の1日当たりの平均在校時間は、小学教員が10時間45分、中学教員が11時間1分でした。前回の2016年の調査より30分ほど減りましたが、それでも所定勤務時間の7時間45分、大幅に上回っています。また、クラス担任である教員はクラスの児童生徒数が多いほど在校時間が長い傾向があります。

もう一つの問題は、持ち帰り時間も含めると、小学教員は1日11時間23分、中学教員は11時間33分の労働時間になっていることです。このような状態が2か月続くと、厚労省の過労死認定の目安となる週60時間以上勤務している教員の割合は、小学校が1

4. 2%、中学校が36.6%です。文科省は指針で残業時間の上限を月45時間としていますが、それをはるかに超えていると見られる教員は、小学校で約65%、中学校では約77%になります。

以上が、文科省の調査の概要ですが、野洲市教育委員会でも昨年の4月、「学校における働き方改革の取り組み方針」というものを策定されています。基本は文科省の基準とほぼ同様の取り組みを行うとしています。野洲市の取り組み方針の目標は、超過時間月45時間以内を目指しつつ、月当たり80時間を超える教員がなくなるようにするとして、その目標達成のため具体的な取り組み内容を定めています。

以下、取り組みの現状と改善について質問します。

まず1問目ですが、野洲市の取り組み方針による令和4年度の結果についてお聞きします。市内3中学校、6小学校の教員の残業時間の実態について、令和4年度では教員の平均残業時間はどうであったのかお聞きします。

2つ目に、45時間を超えた教員の比率、3つ目に、過労死ラインと言われる1か月80時間を超えた教員の比率、そして、1か月で最高の残業時間は何時間だったのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、小菅議員の教員の勤務実態と改善についてのご質問のうち、まず1点目の令和4年度の結果についてお答えいたします。

1つ目の教員の平均残業時間は、小学校で44時間55分、中学校では44時間12分でした。次に、1か月45時間を超えた教員の比率ですが、小学校は49%、中学校では54%でございます。

3つ目の1か月80時間を超えた教員の比率は、小学校で9%、15名です。中学校では16%、16人ということでございます。

4番目に、最後の1か月間での最高残業時間ですが、小学校では165時間、中学校では174時間でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

私も学校教育課のほうに、このことについてお聞き行きました。そして、小学校では最高1か月に165時間、中学校は174時間にも及ぶ残業をされているということをお聞

きして、そういう先生がおられるということをお聞きしまして、教員の方の残業、異常な働き方についてはそれなりに理解はしていましたが、改めて、その時間の長さに驚いたわけでありませう。

それで2点目ですけれども、それで再度お聞きしますが、今の答弁は多分学校内における残業時間の実態だと思ひますが、文科省の調査では持ち帰り業務の調査結果も公表しています。野洲市の場合、この時間はどうなのか、調査をされているのか、調査をされているのなら何時間になっているのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目の持ち帰り業務についてお答えをいたします。

本市では教員の持ち帰り業務の調査を行っていませんので、データとしては持ち合わせございません。しかし、毎年実施しています働き方改革に関するアンケートの自由記述欄というのがあるんですけども、そこには仕事をもち帰っているという記述が毎年数名書かれておりますので、私も元教員ですので、仕事をもち帰るといふのは普通にあるのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、持ち帰り残業はつかんでおられないということですが、文科省ではきちんと調査をし、公表もされています。なぜ野洲市ではつかんでいないのか、また明らかに今おっしゃったように持ち帰り残業はあると思ひますが、どのような業務があるのか、想定されるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 持ち帰り業務について調査をしていない理由ですが、そんな、必ずしなければならぬというあれではないので、ここはしていないんです。なかなかその実態についてはつかみにくいわけですね。どこまでが持ち帰りでええかというのがなかなか判断つきにくいというのがありますので、本市では調査をしていません。

文科省は抽出調査をやっておられますので、その中でうちもたしか野洲北中学校と北野小学校がそれに当たったと思ひんですけども、そういうときには回答されているというふうに考えています。

それから、持ち帰り業務の中身ですが、大体は教材研究が主かなというふうに思っています。

ます。次の日の授業を計画するためにどういうふうに授業展開をしていくかというふうなことを多くの先生は家でやっておられるのかなというふうに思っています。

ただ、今はタブレットとか、それから電子教科書というのが、このタブレットの中に入っていますので、これは持って帰っていませんので、学校である程度、その仕事をやっただけから帰るという方が多いので、どの程度かは分かりませんが、その実態は十分はつかんでおりません。

それから、テストなんかがあるときは、やっぱり家で採点するとか、そういう場合もあるのかなというふうに捉えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再々質問します。

やっぱり、教師のそういう働き方をしっかりつかむ上では、やはり持ち帰り残業も含めて全体をつかまないと実態が分からないと、それで改善も行えないのではないかと思います。調査すべきだと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 調査しても見えてくるのは、今でもびっくりするほどの残業です。これにプラスアルファがあるというふうな捉え方をして、根本的な解決がない限り、この各市町の教育委員会の改善ではどうしようもないという実態です。そのためにまた教員にアンケートをお願いすると、またいろんな、特に持ち帰り業務についてはその日その日で何時間か分かりませんので、また集計、本人に書いてもらわなあきません。それも非常にまた業務を増やすということにもつながりますので、今のところ、持ち帰り業務の調査をする予定はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 当面はされないということですが、3点目に行きます。

今、答弁ありましたように、本市でも過労死ラインを超える残業時間の教員が多数存在しています。本市の働き方改革の目標から見ても大変多い残業時間だと思います。少なくとも私は健全ではない、異常な勤務実態だと思いますが、この実態についての教育長の認識をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 本市でも平成30年度より働き方改革に取り組んで、長時間勤務の教員の割合は少しずつですが、減ってきました。しかし、依然として過労死ラインの今おっしゃったように月80時間を超える教員が何人もいることから、調査結果は本当に重く受け止めています。先生方、本当に真面目に遅くまで頑張ってください、本当に申し訳ないんですけども、何とか市でできる対策を進めて、それから、そこにやらされている感じじゃなくて、やりがい、この子どものためにというふうな思いでやりがいを持って働けるように環境整備などを進めて、1か月当たり80時間を超える教員がなくなるように、市教育委員会としても頑張って取り組みをさらに広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 教育長も本当に正常ではない、この今の実態については認識されているという答弁だったと思いますが、やはり、この問題が教育長もおっしゃるように改善されないと、学校教育、子どもたちへの影響も大きな弊害が出ると思います。

4つ目の質問ですが、市内の中学校に勤務する先生にもお聞きしましたが、とにかく忙しい、1週間ほとんど家に寝に帰るだけ、家で授業の準備をする、また多少体調が悪くても学校に行かなければならない、有給休暇は簡単には取れない、取りづらいなど答えておられます。これが多くの教員の方の実態だと思います。このような教師の実態や生の声を同じ質問になるかもしれませんが、学校や教育委員会はどのように把握をしておられるのか、再度お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 勤務実態の把握についてお答えをいたします。

野洲市では令和3年度から全部の学校に勤怠管理システムという、名札のところにあるんですが、これをピッとすると、これで朝来たときに出勤、退勤が分かるように、もう自動集計をやっております。こういうふうなシステムを導入して、勤務実態の把握に取り組んでいるんですけども、また、先ほど申しましたように、毎年、働き方改革に関するアンケート、全部の先生方に実施をして、勤務実態や働き方に対する意見も聞いているところでございます。

そして、それを基に「働き方改革特別検討委員会」というのを教育委員会で持ちまして、これは学校の教員の代表、事務職の代表、PTAの代表、それから管理職代表と、こうい

う方々に集まっていただいて、各学校の現状とか、あるいは取り組み状況を聞いて、その把握に努めて、改善点を探っているというふうなところですよ。

なお、私も2か月に1回ぐらいですが、大体、夜9時ぐらいに学校ずっと回っています。回って電気がついているところはトントンとして開けて中へ入って行って、残っておられる先生と話をしています。顔ぶれが大体固定化されているのかなというふうに思うんですけども、そんな中で一番遅い先生にこの間も聞いたんですけども、「先生、帰るの何時頃」と聞いたら、「大体11時半です」とかいうふうな話もありましたので、本当にもう申し訳ないというか、そんな思いでいっぱいなんです。もう根本的に、教員の数を倍にするとか、あるいは教える内容を半分にするとか何とかせん限り、この小手先の改革では何もならんのかなというふうな思いは本当に持っています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

本当に現場での、それも十分に理解をしてくださっている、課題についても十分理解をしてくださっているということは理解しました。

5問目ですが、教員が置かれた実態から精神的肉体的な影響についてお聞きします。先ほども言いましたように、厚労省はこれ以上働くと死ぬ可能性があるとする過労死ラインの基準は、残業が月45時間を超えると過労死のリスクが高まり、1か月80時間を超える時間外労働が2か月から半年続く場合は過労死ラインを超えるとされています。皆さんもご存じのように、このような状態が続くと、脳梗塞やくも膜下出血、また心筋梗塞や狭心症といった心疾患リスクなどが高まると言われています。

また、文科省の調査で、少し古い統計ですが、先生の精神的疾患による休職は1995年で1,240人、これが2015年では5,009人に急増しています。最近ではもっと多分増えていると思います。このような傾向は野洲市でも想定されますが、本市の場合、小中学校教員で現在病気で休職中及び通院しておられる教師の人数の実態をお聞きします。また、その実態を遡っての傾向をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 病気休職中の教員の人数についてお答えをしたいと思います。

現在、野洲市内の小中学校で病気休職、病気特別休暇を取得している教員は、今年度5人でございます。昨年度が6人ございました。全て精神疾患に起因する疾病で少しずつ

ですが、本市でも増加傾向というのが見られるというふうに思っています。

ただ、どういうんですか、今、後半でおっしゃいました、現状、休んでおられない先生について、病院に行っているかどうか本人の申出というんか、それがないと把握できないので、そこについては何人とかいう答えはちょっと難しいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 理解しました。通院されている先生についてはなかなか把握がしにくいということですが、再質問させていただきます。

教職員の健康管理については、学校産業医という方を設置して、少なくとも月1回学校を巡視して、教職員の管理を行うとありますが、市内小中学校の現状はどうかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 本市でも産業医を指定して、そのお医者さんに学校を巡回して回っていただいています。また、本人の申出がありますと、産業医に相談に行くというふうなシステムはちゃんと出来上がっています。ただ、管理職から時間が多いで産業医に相談しなさいというアドバイスをするんですけども、最終決断は本人さんですので、皆さんが全員相談に行かれているかという、そういうふうにはなっていない状況があります。

それと、時間帯も毎日遅くまでおられますので、お医者さんが開いているときになかなか行けないというか、そういう部分もありますので、そこら辺はちょっと難しい状況でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

何かいろんな現状が見えてきて、あれなんです、その学校産業医への相談ということでは、あまりうまく機能できていないように感じるんですが、あまり相談がないということですが、それはなぜなのか、そこら辺はどう考えておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しましたように、昼間、お医者さんに行くことはなかなか不可能ですし、夜も9時とか遅くまで仕事をしていますと、なかなかお医者さんに行って対応するというのが難しいので、そこら辺がちょっと課題かなというふうに思

っております。必ずこの日にはというふうななかなかタイムリーに時間を取れるというふうなのが現場で難しいというのがございますので、そこは改善するべきやというふうには考えていますが、今のところなかなか難しい状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 実情は理解いたしました。

それでは6点目ですが、具体的に長時間労働の改善についてお聞きします。この改善については、この問題を考えるときに、私は、1つは市長部局と市教育委員会の努力で改善が可能な場合と、市行政と市教育委員会の努力の範囲を超え、県やまた国、文科省の責任に関わる2つの側面があると思います。

それで、まず1点目ですが、これまで市教育委員会が取り組み方針で一定の対策改善を講じられてきたことは理解しますが、例えば、1つの対策として教員の業務を大胆に見直すことが必要かと思います。例えば、職員会議の開催のあり方、教員の部活の顧問、監督配置など、検証と見直しを踏み込んで行うことが必要かと思います。これまでの取り組みと今後の改善についてお聞きします。

今、部活動の地域移行についても進めておられますが、現在はこの市教育委員会の取り組み方針では、部活動については休養日は週2日以上とする、また活動時間は平日、おおむね2時間以内とする。また、土日祝、おおむね3時間以内とする。朝練習は原則行わないというふうに決められておりますが、この取り組みについてどうだったのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目の職員会議や部活動についてのご質問にお答えをいたします。

まず、職員会議ですが、職員会議はもう数年も前からこれで遅くなるということはどの学校もほぼなしというふうになっております。今、資料は全部このタブレットに入れてあらかじめ回して見ておくというふうになっておりますので、昔だったらそれ印刷して束ねてまた配布して、それを読むというふうになっていましたけども、このタブレットがそういう意味では非常に有効活用してまうてますので、ほぼその職員会議は時間内、4時45分にほとんどの学校で月1回ですが、終わっております。ですから、これで遅くなるということとはまずないというふうに思っております。

それから、もう一つですが、部活動については、今お示しのように、朝練しないとか、

土日のうちどっちは休みにするという意味では、先生方、顧問の先生は非常に楽になったというふうにおっしゃってくださっています。ただ大会とか練習試合がありますので、そのときは土日になってしまったりします。その場合は平日のどっか1日を部活休みの日をつくるとかいうふうに代替措置を取るように言うてるんですが、そこは必ずしもそういうふうにはなっていないという状況でございます。

部活の地域移行が大きな課題になっていますが、やっぱりこれは最終的には、人とお金なんです。文科省とか国からそういうのが何もない中で、地域で頑張れというふうに言われても、うちの市で予算を丸抱えするということはとてもできませんので、そういう意味で、これは県内各市が国の出方待ちという部分が強くて、一応、コーディネーターを今年度から置いた市町が6つほどあります。本市でも来年度置けたらというふうに思っているんですけども、それにしても持ち出しといますか、市の持ち出しが増えますので、財政とのやり取りとかが大変な中で本当にできるかどうかというのは不安な思いは持っています。

いずれにしましても、特異的といますか、教員の頑張りによってこの教育が支えられているという状況は本当に何とかしないといけないというふうに思っていますので、国を相手に、ちょっと小菅議員も頑張ってくださいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 理解しました。

この部活、地域移行についても、やはり、いろんな課題がある、なかなかスムーズに行えては、それも難しいという、やはり人と財源のことが関わってくるということで理解しました。

7点目に行きます。次に、取り組みの方針では教員の多忙の改善として「会議の効率化や精選、文書や教材作成の効率化を進めます」とされていますが、この改善策について、令和4年度どうであったのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 昨年度の改善策についてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、会議で勤務時間が遅くなるということはほとんどございません。唯一あるのはケース検討会議、何かほんまに家庭状況が大変で、何か起きて、この子に対してどうするんやというふうなことをメンバー絞った会議があるんですけども、

それはちょっと4時とか4時半ぐらいからしか始められませんので、勤務時間オーバーしての会議がたまにあるという程度というふうに捉えていただけたらと思っています。

それから、この3年間のコロナ禍の中で、学校行事が大幅に見直しをされました。そういう中で、この見直しと精選の中で本当にスリム化を図ってきました。それで、今、コロナが5類に変わって、以前のように戻すというふうになっているんですが、学校行事については、本当に前のように戻していいんか、いや、これはせつかくスリム化したんやから新しい取り組み方にしようかということ、これ、各学校で学校ごとに精選をしてもらって、なるべく時間を取らない方向での新しいあり方を検討してもらってます。

それから、GIGAスクール構想で、1人1台端末、こういうタブレットが入りましたけども、これによって教員の教材作成、今までは家で、例えば算数の長方形とか直方体、四角いあれね、教える場合は先生が画用紙を切って、そういうのを作ったりしていたんですけども、このタブレットとモニターになりますと、それをモニターをこう出して、そこにずっと、裏側どうや、これ回転させたらどうなんです、そういうことができるようになりましたので、本当に教材作成についても時間軽減が図られているのかなというふうに思っていますし、それから、1人の先生がそういうふうなのを出して、それを学年の先生で共有して、それを同じように使うということが出来ますので、今まで一人ひとり自分のクラス用に作っていたもんが作らなくていいというふうになりまして、この部分は本当に大幅な削減ができていくのかなというふうに思っています。

ただ、このタブレットの導入当初、まだそんなにも経ってないんですけども、授業でこのタブレットを使って教えるというふうなので、導入当初はいろんな入力とか作成に手間がかかっていました。今、少しずつその教材とか、それからいろんな積上げがちょっとずつできてきていますので、効率化が大分図られてきたのかなというふうに捉えています。

今後は学校から配布する文書の作成も含めまして、教育委員会で一括して、それ各学校に送るというふうなんも今やり出しておりますので、そこはますます効率化を図っていきるのではないかなというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

いろんな取り組みをしてくださっている、それが効果が出てきているということを理解しました。

再質問ですが、学校行事のスリム化というふうに今言われましたが、私もちょっと聞いたことですが、例えば、運動会の持ち方を今までのやり方ではない、やり方をするとか、そういうこともお聞きしたことはあるんですが、具体的にどのような学校行事、スリム化を検討されているのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今、運動会という話がありました。運動会はもう密を避けるという意味もあって、低学年、中学年、高学年ごとに運動会をするとか、あるいは1日使わずに午前中だけとか、種目をいろいろ大分精選してやるというふうなことが各学校で追求されてきました。こんなこととか、あるいは校外学習、本当に丸一日使うて行かなあかんのかというふうなこととか、もっと近場でどうなんということとか、そういうことが各学校によっていろいろ取り組みは違うんですけども、そういうふうなんでスリム化を今図っているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 理解しました。

では、8点目に行きます。2つ目の問題として、働き方改革の取り組みとして、それに必要な財源が手当てされているかどうか問題だと思います。これまで一般質問してきましたが、学校給食センターの調理部門の民間委託方向に対して、令和4年度から市の予算編成の仕方が枠配分方式となり、その結果、教育委員会でも学校支援員の維持、増員のために、給食センターの調理部門を民間委託せざるを得ないと苦渋の選択であったという教育長の答弁だったと思います。

本来、教員の働き方改革の面からも学校支援員の充実というのは必要な対策やと思います。それが予算編成の段階で対策が十分できないというのは問題ではないかと思います。これは教育委員会の責任ではなく、市長部局の責任だと思います。本来、学校教育の目的は子どもの基礎学力の向上、健やかな成長です。ですから、必要な予算は計上することだと思います。結果として、働き方改革にも影響が出ている現在の予算編成の段階から、総枠予算を設定し、その範囲で編成しなければならない枠配分方式は必要な予算や授業が行えないものであり、改めるべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 小菅議員の8点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まずもって、枠配分方式は必要な予算や授業が行えないものではないかということですが、全くそういうものではございません。予算編成におきます枠配分方式につきましては、予算を編成していくための手法でございます。これを実施する1番の目的につきましては、各部の裁量で事業のメリハリをつけて取捨選択をした上で、効果的な事業を実施していくという仕組みにしていくものでございます。

ご承知のように、歳入予算には限りがありますことから、従来の1件査定であっても無制限に事業を行えるものではございません。必要な予算を確保し、限りある予算の中で優先順位の判断、より効果的な事業の実施方針、実施方法の検討を期待するものでございます。

こういったことから、現時点で枠配分方式を改めるといった考えには至っていないという状況でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

市の行政はどの事業もやはり市民生活に欠かせない大事な事業だということは理解をしています。しかし、教育というのは、やはり次代を担うその子どもを育てるといふ、ちょっと違うというたら、失礼、違うかもしれませんが、教育という性格上、やはり必要なのは手当てをするというのが必要ではないかと思うんですが、再度、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 小菅議員おっしゃいますように、基本的な考え方はそのとおりでございます。我々としましては一律に枠をはめ込んで、各部一律に切り込んでいくというようなことではございません。従来からの枠配分方式につきましては、4年度、5年度と実施をしまいましたが、経常的な経費のみ、1次経費として枠配分を実施しましたが、来年度以降、臨時経費を含む全体事業の中で各部で選択をいただくというようなことを考えておる次第でございますし、そのことにつきましては、これまでの予算の配分を鑑みながら、その枠をはめ込んでいきたいというふうに考えておりますので、全くそういった考え方ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 次の9問目に行きます。

次に、大きな問題としまして、教員の異常な長時間労働の背景となっている根本問題についてですが、本市の働き方の取り組み方針では、「教職員自らが勤務時間を自己管理し、

自己目標を設定することにより、タイムマネジメントの意識向上を図る」としています。一見、そのとおりなのかもしれませんが、しかし、それだけでは解決しないのが、この教員の実態だと思います。

私はこの根本問題の大きな背景には教員には残業手当が支払われない制度、「教員給与特別措置法」、いわゆる「給特法」ですが、それがあると思います。残業手当を支給しない代替措置として、月給の4%を教職調整手当として支給するという制度です。この残業手当を支払わない制度の最大の弊害は、学校現場において時間意識が希薄になり、またいくら残業しても残業時間をカウントする意味がなくなり、気にならなくなるのではないかと思います。現在の残業手当が支払われない現行制度が超過勤務の温床になっているものと考えますが、教育長の見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 9点目の残業手当などについてのご質問にお答えしたいと思います。

公立学校の教員に残業代を支給しない代わりに、給料月額4%、大体1万数千円というふうに思っていたらと思いますが、教職調整額として、他一般公務員よりもその4%、先生方の給料というのは高いんですけども、その制度が昨今の状況にそぐわず、私は大きな問題があるというふうに捉えています。

まずは、教員の心身の健康を守るためにも、働き方の見直しを行うことが大切であり、その上でそれに見合った適切な給料や残業代が支払われるように、現行の制度が変えられることが一番大切なことかなというふうに思っています。

ただ、そうしますと、40時間働いておられたら二十数万円払わなアカんと、残業代を、給料倍ぐらいになるというふうな、そんなお金どこにあるんやということになりますので、問題はその財源、課題は財源という意味では国政レベルの話かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。この問題は現在国会でも議論をされています。しかし、文科省は今のところ法改正を行う姿勢は示していません。働き方改革を進める上では、根本問題の一つやと私は思います。国の問題ではありますが、給特法は改正すべきで、このこ

とをやはり国に求めるべきだと思いますが、教育長の見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） この働き方改革も含めまして、日本PTA連絡協議会とか、あるいは全国小学校校長会、全国中学校校長会とか、それから、私らが属しています全国の教育長協議会というのものもあるんですけども、いろんな教育関係の団体からもうずっとずっと前からそういう話は国には要望として出してきましたけども、やっぱり、国の財政状況とかそういうなんで改善をされていない状況でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 理解しました。

では、10点目です。国に求めることでもう一点お聞きします。

教職員の定数拡大などの国への要望とともに、私は教員の長時間労働の原因に改善を必要とする内容に少人数学級が必要かと思います。学級定数はこれまで小学校1年生が35人で、これまでは、2年生から中学3年生までは40名でした。これが2021年に法改正が行われて、2021年から5年かけて全ての学級定数を35人にするというふうになっていると思います。これにより一定改善はされたと言えますが、本市の場合は現在ほとんどが35人以下であるかと思いますが、市内の学校の先生にお聞きしますと、その年の学年の児童生徒数によって、クラス編制が35人ぎりぎりの場合と、一方で25人のクラスもあるとお聞きしています。

つまり、学級により10名近い差があります。当然ですが、現場の先生からは学級で5人から10人多いと少ないとでは負担は大きく違うと話されています。クラスで35人になりますと、どうしても業務が増え、時間的にも精神的にも負担が増えます。ですから、根本解決へ現行の35人学級を20人学級を基準に変えることが必要だと思っています。国に改めて、少人数学級実施を要望すべきと考えますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 10点目の少人数学級の実施についてお答えをいたします。

現行の35人、40人の学級から大幅な定数引き下げ、今、20人というふうにおっしゃいましたけども、そんな極端にしますと、教職員の確保、クラスが一気に倍ほどになりますので、教職員ただでさえ今足らん中で、その確保とかあるいは人件費、それから教室の不足、学級が倍になるということは教室が倍要るということですので、ちょっと一気に

は無理やというふうに考えています。

それから、それ以上のメリットとといいますと、学級定数引き下げというのは、本当にメリットはあるというふうに考えてます。35人を30人にするとか、少しずつの改善がいんかなというふうに思っています。また、今、算数とか数学では少人数学習というのが行われていまして、1クラスの35人を算数の時間だけ2つに分けるというふうなのがあります。こういう少人数学習というのは非常に効果的というふうに思っていますが、こういうなんをどこの学校でもできるようになればというふうに考えています。そうすることによって、国語力とかあるいは算数の力、そういう基礎的な力がしっかりと子どもたちにつくのかなというふうに思っています。

先ほどもお答えしましたけども、こういう少人数学級の実現とか定数引き下げについても、全国都市教育長協議会とか、あるいは校長会とかPTAとか、いろんな団体、教育関係の団体からもう何十年にもわたって、国に対して要望はしているところでございますが、まだその実現はなかなか厳しいという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ちょっと重なるかもしれませんが、最後に改めてお聞きをします。

再質問です。市の教育委員会と市行政の努力で改善する部分もありますが、私はやはり根本的には国がきちっと予算をつけて、そういう教員に残業手当を支払わない、また給特法や教員不足が改善されない現状、また少人数学級の取り組みの遅れ、そういうものが今日の教員の過密長時間労働の原因になっていると思います。ここを改善しない限り、取り組みは進まないと思います。

同じ質問になるかもしれませんが、このことへの認識と、さらに国に給特法改正や少人数学級など求めていかれる意思があるのかどうかを最後に教育長にお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 私、今年度、県内13市の都市教育長協議会という教育長の集まりの団体の会長に就任しましたので、県の教育長とお話する機会は何回かあると思いますし、そういう中で要望はしていきたいと思います。また、全国の教育長協議会にも今年度7月にまた寄せてもらうんですが、各都道府県1人ずつの代表として寄せていただいたときにも、都市教育長協議会として文部科学省に要望していくという、そういう思いはずっと持っておりますので、いろんな場で声を上げていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目、学校給食の無償化について質問をさせていただきます。この学校給食の無償化については、ここ2月と書いていますが、昨年11月です。昨年11月定例議会でも質問させていただきましたが、子育て世帯の経済的負担、子育て支援の観点から本市での実施を求めました。教育部長の答弁では、学校給食法第11条では食材や光熱費などは原則として保護者の負担となると考えるので、保護者の方には食材の経費のみ負担いただきたいと答弁をされました。しかし、日本国憲法26条、教育を受ける権利の中では、義務教育は無償とすると定めています。学校給食は教育の一環と考えますが、改めて認識をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 負担金の徴収のことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

義務教育小学校における学校給食費を保護者負担とすることと憲法第26条に規定する義務教育無償の原則との関係については、義務教育無償の規定の意義及び学校給食費の性格から見て、学校給食費を保護者等の負担として、これを徴収することは違憲とならないと解されています。これは昭和39年2月26日の最高裁の判決から引用をさせていただきます。

よって、学校給食は教育の一環として考えておりますが、給食費を保護者負担としても問題ないと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 2つ目の質問です。

今の答弁では憲法違反とはならないということで、原則、保護者負担であるという認識ではありますが、2018年の国会で日本共産党の吉良よし子議員の質問に対して、「学校給食法第11条の規定は経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない」と答弁をされています。

つまり、各自治体が無償化することは禁じているものではないということです。この国

会答弁についてどのように認識されるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃったとおり、学校給食法の規定は経費の負担関係を明らかにしたものであって、市が保護者に代わって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないと理解をしております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 3つ目の質問に行きます。

無償化につきましては、令和4年度では自治体独自で野洲市のように国の地方創生臨時交付金を活用して、全国で1,718自治体のうち451自治体で完全の無償化及び一部無償化などを実施しています。本市でも令和4年に地方創生臨時交付金を活用して、半年間完全無償化をされ、また今議会の補正予算でも今年9月から12月まで4か月間、無償化することを提案されていますが、なぜ完全無償化を実施されないのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市単独での完全無償化を実施するためには、予算ベースで年間約2億2,000万円の財源が必要であり、それをどう確保するかが一番の大きな課題であります。まずはその手だてを解決していかなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

去年、半年間完全無償化をし、また今回4か月間無償化を提案されているということで、やはり、野洲市でも子育て支援の大きな力になるということで実施をされていると思うのですが、そういう見解でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

今回、無償化4か月ですけども、させていただいていますのは、物価高騰に対する子育て世帯への支援ということで実施をさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 4点目にいきます。11月議会の質問でも言いましたが、県民の意識調査で子育て世代が子どもを持つことに不安を持つ理由のトップは子育てや教育費に

お金がかかり過ぎることです。調査の中では、教育費の中で一番多いのが給食費です。加えて、学校給食は教育の一環でもあり、国も地方自治体が独自に無償化することは地方自治体の裁量と見解を示していることから、改めて野洲市でも実施すべきと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

3点目の答えの繰り返しになりますが、市単独において給食費の無償化を実施する場合、予算ベースにおいて年間約2億2,000万円が必要となります。まずはその手だてを解決していかなければならないと、そういうふうと考えております。

また、議員がおっしゃった国の動向にも注視していこうと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 次、5点目に行きます。

次に、昨日の一般質問で、市長は無償化の必要性は理解できるが、今もおっしゃったように財源問題がネックであると答弁をされました。確かに一定の財源が必要なことは理解をします。しかし、義務教育の無償化、学校給食の無償化は単に保護者負担の軽減だけでなく、野洲市の教育に対する姿勢の問題であり、まちづくりの姿勢に関わる問題だと思います。今、国でも少子化と子育て支援の抜本的な対策が急務やと議論をされていますが、国が抜本的な対策を行うことが必要であるのは言うまでもありません。しかし、地方自治体自身の努力も大事だと思います。

この問題については財源問題でできないことが理由ですが、まちづくりの観点からも取り組むことが必要やと思います。子育て安心のまちづくり、若者世代が野洲市に定着するまちづくりを進めることやと思います。このことにより、ひいては税収にもつながり、投資する財源を上回る効果が出てくるのではないかと思います。将来の野洲市のまちづくりから発想を転換することが必要かと思いますが、これらの観点から改めて無償化の実施を求めますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目のご質問にお答えいたします。

私の無償化に対する考えは、先日の鈴木議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。無償化の実現については、先ほど馬野教育部長が申し上げましたとおり、予算ベース

で年間約2億2,000万円の給食負担金の財源をどう確保するかが一番の大きな現実的な課題であります。まずはそこを解決しなければ現時点では実施することは難しいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 6点目に行きます。

最後に、現在、県下市町の実施状況を見ますと、小中学校の完全無償化を実施している市町は、高島市、甲良町、豊郷町です。小学校無償化しているのは長浜市、中学校無償化を湖南市が決められました。その他に、多子世帯を支援しているのは近江八幡市、多賀町で、全県では7市町が無償化及び支援を実施しています。県下でも全国的にも広がっています。財政面でハードルが高いというのでありましたら、せめて小学校から、あるいは中学校からとか段階的な実施も含めて検討すべきかと思いますが、再度、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度の予算ベースでの年間必要額は、幼稚園とこども園の分では約3,500万円、小学校では約1億2,000万円、中学校では約7,000万円となります。段階的な実施は市の負担が少なく、取り組みやすい方法ではございますが、先ほど、市長も私も答えたとおり、財政的な課題を解決しなければ、現時点では実施することは難しいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

他市町はいろんな方法で支援をされています。そういう、どういうんですか、子育て支援にこうやって積極的にされているというところで、確かに財源の問題は大きいと思いますが、このように、例えば第2子からとか第3子からとか、やり方はいろいろあるとは思いますが、そういう検討は一切ないということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

さきの鈴木議員のお答えで市長が述べたとおり、子育て支援や野洲の将来を考えると、無償化というのは意義があると、そういうふうには思っております。

ただ、6月1日にこども未来戦略方針素案の要旨ということで、政府が出されている中

には、学校給食費の無償化に向けて全国的な実質調査を行い、課題を整理するというところで、ここに1つキーワードがありますけども、「向けて」というのがございますので、そういった国の動向に注視しながら検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 前向きに検討していただきますことをお願い申しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

再開を午後1時といたします。

（午前11時35分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第15号、第6番、津村俊二議員。

津村議員。

○6番（津村俊二君） 第6番、公明党、津村俊二でございます。私で最後ですので、どうかよろしく願いいたします。

今回は3項目にわたって質問をさせていただきます。

早速、第1項目めから質問いたします。今日もかなり湿度が高いようですけども、熱中症対策の推進について伺います。気候変動の影響により国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取り組みを一層強化することが必要と考えます。

熱中症から地域住民の生命を守るための取り組みの推進について、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わるることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成やWBGT（暑さ指数）の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の熱中症対策の推進についての1項目にお答えをいたします。

野洲市では熱中症予防啓発として、毎年暑くなる時期に市広報やホームページへの啓発記事の掲載とLINEでの配信、チラシ、リーフレットの配布等による情報発信を実施しております。

具体的には市広報やホームページでは暑さを避ける、小まめな水分補給をするなどの予防行動のポイントと、環境省の熱中症警戒アラートや暑さ指数、WBGTの実況と予測についての情報サイトの紹介や、あるいはリンクを張ることなどによりまして、熱中症予防の周知に努めているところでございます。また、市内公共施設、保育教育機関等にはチラシ、リーフレットを配布、設置し、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象に情報発信を行っております。

なお、今年度につきましては、これから啓発用資材が滋賀県から届く予定ですので、関係機関への配布を予定しております。

なお、熱中症マニュアルの策定につきましては、既に環境省において、「熱中症環境保健マニュアル」が作成されておりました。必要に応じて庁内関係各部署で情報共有をすることから、現時点では本市独自に作成する予定はしておりません。

以上のような取り組みを通じまして、特にこれからの季節は、市民一人ひとりが、あるいは乳幼児や高齢者等のご家族が熱中症を意識し、予防行動につなげられるよう、引き続き、情報発信を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

今、部長おっしゃいましたそういう啓発のことを最大限していただいているということで、私は懸念しているのは、この啓発というか、そのチラシやLINEやこの情報をキャッチできない、されない、またはスルーしてしまうとか、見られていない方が少なからずいらっしゃると思うんです。そういう方々に対しての通知とか、見守りとか、特に私が心配というか、高齢者に多いですので、この熱中症の症状がある方というのは、そういう場合ですと、なかなかそれが見つけにくいとか、発見しにくい。行ったらもう手後れになっているとかいうこともあり得るのではないかと思いますけども、その辺、市としての取り組みというのはされているでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） その部分に特化して個々具体にという取り組みはちよっ

と今のところ思いつかないですけども、ただ、熱中症予防、まずは本人さんが自覚をして予防するというのも大事なんですが、先ほどの答弁でもちょっと触れましたように、ご家族の方、あるいはひとり暮らしの高齢者等であれば、ご近所の方、自治会等を通じて、ご近所の方とかが見守りを行っていく。これは熱中症だけじゃなくて、普段の生活の中でも、そういった見守りができるような取り組み、体制というのをつくっていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） なかなか見守りも全てに行き渡るとするのは難しいと思いますけど、また取り組みをお願いしたいと思います。

2点目ですけども、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取り組みについて、熱中症を予防するためには脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。ここで熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であります。高齢者の皆様は暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。

消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域の関係者と連携し、どのような取り組みを進めているのか、少し部長答弁ありましたけども、お伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、高齢者に関することということで私のほうからお答えをさせていただきます。

熱中症による死亡者の約9割が高齢者であり、若年者と比較しまして、体内の水分が不足しやすい、暑さに対する感覚機能や調節機能が低下していることから、特に高齢者に対しては注意が必要であるというふうに考えております。

このことから、先ほど健康福祉部長がお答えしました様々な啓発に加えまして、高齢者が熱中症に対して予防的な行動が取れるように、熱中症が多発する6月から各地域で行われる健康教室など、高齢者が参加する事業の場で高齢者は、特に注意が必要だと書いた

こういったチラシをお配りさせていただいて、啓発、注意喚起を行っているところです。

また、地域で高齢者の見守りにご尽力をいただいている民生委員の皆様に対して、同じように、熱中症に対する注意の呼びかけを行っていただくため、啓発チラシを定例会で、必要枚数配布させていただいております。

今後も、各種団体等と連携しながら、地域ぐるみの取り組みを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 本当に地域ぐるみでの取り組みというのが必要になってくると思います。私も地域を散歩しているときに、この5月、6月、同じ服を着て、冬の服、毛糸の服、ベストでしたかね、声かけして、「暑くないですか」と言ったら、「どうもない」と言わはるんですわ。汗もかいていませんし、ちょっと今私汗かきましたけど。体内温度というか、やっぱり違うんでしょうね。

私も入浴介助のヘルパーとして、週に一、二時間働いているんですけど、春夏秋冬あるんですね、四季の季節があるんだけども、服というのは夏冬、ですから、非常に服のそういうのが難しいというか、着替えが。入浴介助終わって、まだ、パッチと言わないと思うんですけど、下の肌着を着ていただくように指示を受けているんですけど、暑ないかなと思いつつながら着せているんですけど。夜になると、まだこうひんやりするからいいと思うんですけども、なかなかそれでやっぱりこう難しいなという、説得するというか、「もう夏服にしてくださいよ」と言えない部分もあって、難しいなというふうに思うんですけども。

実際、その辺が見守りでどこまでできるかというのは、非常に、こう衣服の問題とか、「これ着んといて」とか何か言えないと思うんですよね。ですから、その辺はちょっと、そういうことも含めて、市のいい工夫とかアイデアがあればちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） なかなかその服装のことにまでというのは難しいかなというふうに思いますけれども、うちも母親が高齢でいますけれども、半袖、短パンでいるようなときでも、やっぱり長袖着て、ちょっと分厚めのものを着てたりすると、暑ないかなというふうに思ったりもします。

このチラシの中でも、やはり涼しい格好してくださいね、小まめに水分を取ってください

いね、そういったことを地道に広めていくしかないのかなというふうに、なかなかその特効薬みたいのはないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） そうですね、分かりました。

次の質問です。高齢者世帯のエアコンの整備、点検を促す取り組みについて。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて、部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内になっております。熱中症の予防のためにはクーリングシェルターの整備に合わせて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。また、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等も重要と考えます。

そこで、エアコンの整備や点検の推進に向けて積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） では、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

エアコンにつきましては、シーズン前の早期点検や適切な室温管理等の使用方法の呼びかけが必要やというふうには考えております。このことから地域包括支援センターの職員が担当している介護保険の要支援者に対し、訪問時にはそういった指導、助言もさせていただいています。またさらに、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対しても啓発の協力を求めていけたらなというふうに思っております。

さらに、ご指摘のありましたエアコントラブルを防ぐための点検や整備、エアコンクリーニングについても、先ほどのチラシによる啓発活動などと併せて勧奨を行っていったらというふうに考えております。

今後も高齢者に伝わりやすい啓発に工夫を凝らしながら、熱中症予防に向けた取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） エアコンのほうの4点目の質問です。

エアコンの利用控えについてなんですけども、電気料金が高騰する中で、エアコンの利

用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は節約への意識が高い方も多いと思います。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときにちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、4点目の質問にお答えさせていただきます。

本市の物価高騰に伴う低所得者等に対する支援につきましては、住民税非課税世帯を対象に国の交付金を活用した給付金の支給を行っております。給付金は令和4年度に1世帯当たり5万円を行い、令和5年度は1世帯当たり3万円の支給をこの夏に向けて準備をしているところでございますが、現在のところ、市独自の給付等については特に予定はしておりません。しかしながら、物価高騰に伴う低所得者等に対する支援につきましては、今後も物価の推移や国の動向等を注視しながら適切な施策を検討してまいります。

なお、生活困窮に伴う個々の相談につきましては、家計相談、就労支援等を踏まえ、引き続き市民生活相談課において対応させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） そのような対応策があるということで理解しました。

最後の質問でございます。子どもの熱中症防止の取り組みについてですが、学校における子どもの熱中症を防ぐための取り組みも大変に重要であります。公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、公立小中学校等の普通教室における空調施設の整備が進められていると思います。令和2年度9月1日時点で93%、ここで公立小中学校等の普通教室への空調設置率はどのようになっているのか、また、空調施設を活用するための電気代の手当ては十分なのかをお聞かせください。

また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取り組みがなされているのか、また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのかをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員の5点目、学校における熱中症についてお答えをいたします。

まず、市内の普通教室の空調設置率は100%でございます。本市では県内でも先駆けて、平成25年度より設置を進めてきました。また、特別教室も順次工事を進め、昨年度、残りの家庭科室、それから美術室などの設置によりまして、ほぼ全ての教室への設置が終わっています。また、そうした空調に必要な電気代ですが、これは市教育委員会で確保しております。

次に、通学時の熱中症対策についてですが、小学校では通学時、帽子の着用、それから日傘の利用、保冷タオルの使用など、暑さ軽減対策を子どもたちに勧めています。また、それに加えて、3中学校では、登下校から通気性のよい体操服の着用を認めています。一応、中学校は制服なんですけども、制服暑いのですので、もう体操服登校オーケーというふうに3中学校共やっています。

最後に、熱中症警戒情報については、基本的には環境省の「熱中症予防運動指針」を参考に対応しています。学校には熱中症指数計というのがそれぞれ置いてあります。それで熱中症警戒指数を小まめに測定して対応しているというところでございます。熱中症警戒アラート、これは毎朝、毎朝ではないです、発令される時は朝の5時と夕方5時というふうに決まっていますので、その直後にネットを見ると、発令されているかどうかというのが分かりますので、それを見て、その日の運動をどうするんかというのを学校で対応しています。アラートが出された場合は、屋外での運動は原則中止ということにしています。

それから、日陰や風通しのよい場所や屋内でエアコンが稼働できる場合など、暑さ指数が下げられる環境下での活動に切り替えるなど、状況に応じて対応しています。もちろん、そのときの児童生徒の体調とか、あるいは様子を見ながら、体育の授業とか部活の活動内容、この辺は配慮しながら進めているところでございます。

今申し上げました以上のことは、月1回の校長会、あるいは同じように、月1回養護教諭部会という各学校の養護教諭を集めた会議があるんですが、そこで特に、この5月以降は周知を徹底しまして、校長や養護教諭から学校へ戻って、他の先生方への啓発にも取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

コロナ禍で換気を求められたという時期というか、今もどうされているか分かんないんですけども、空気清浄機であったりとかそういう対応をすることもあったと思うんですけど

ども、窓は開けたりすると、結局、エアコンが効かなくなることがあるんですけども、その辺はどのように対応されてますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5月の初め、前半に、県の教育委員会の先生を連れて、教職員課という人事関係を扱う部署の先生を連れて学校訪問というので、全部の学校の全クラスを見て回るというのがありました。それから、5月後半からは教育委員さんを連れて学校訪問ということで、これはいくつかのクラスを見て回ったりしていたんですけども、クラスによったら、基本的には窓はどここのクラスも、全部ではないですが、開けています。文部科学省は教室の窓については、対角線上に1か所ずつ、10センチから20センチ開ければそれでオーケーというふうに言っていますが、実際見て回ると、結構、開け過ぎというところが多いので、私も行ったときには開け過ぎのところは結構閉めに回っていました。

それから、一緒に回っていただいた教頭先生、校長先生には、ちょっとこの天窓全部開け過ぎやというふうに言っていたんですけども、換気は結構、先生らは一生懸命ですが、まだ5月中でしたので、そんなに暑いということではなかったんですけども、これからどんどん暑くなるので、特にエアコンの運転と窓の開閉については、さらに気をつけたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 危険が伴うこともありますので、窓の開閉とかは十分注意して行わなければならないというふうに思います。

あと、この熱中症については、小まめな水分補給、先ほどもご答弁ございましたように、本当に体が欲しくなくても、やっぱり水分を補給していく、年齢に応じてということもありますけども、また、今、この6月が、去年の6月は熱中症救急搬送が全国で1万5,000人という、2010年からずっと統計を取ったら一番多かったということで、今、毎日のように熱中症の報道されている。また、この6月が湿度が高いのでかなり多いということで、非常に危険というか、救急車を見ると、これまた熱中症で運ばれているのかなと思うぐらい、かなり心配をしております。

自律神経って、体調不良の一つに自律神経のバランスが崩れて、こう痛みが感じやすくなるというふうにも言われております。これを整えるには、やっぱり起床就寝の過ごし方が大事であるということで、できる限り、毎朝、もちろん仕事等の関係でそうならない場

合もありますけども、同じ時間に起きて、日光を浴びて、朝食をしっかり取って、体内時計がリセットされて、夜は就寝２時間前にぬるま湯に使ったり、寝る直前の食事やスマホ利用を控えたりとか、そういう工夫が必要かなというふうに思いますので、熱中症ゼロというのを目指して、また本市でも取り組みを引き続き、続けていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これでこの質問を終わります。

次の項目の質問に移ります。視覚障がい者や高齢者など、誰にもやさしい情報のユニバーサルデザインについてでございます。国や自治体には障がい者差別解消法で合理的配慮、すなわち、それぞれの障がいの特性に合わせて必要な配慮や工夫の実施が義務化されております。こうした中、本市ではホームページにおけるウェブアクセシビリティ、すなわち心身の機能や利用する環境に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることに取り組んでおられるのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、津村議員の２件目のご質問の１点目でございます。

本市のホームページでは、「やさしいブラウザ」という閲覧支援ツールを導入しております。具体的には読みたいところにマウスを動かしますと、自動的に音声で読み上げたり、読み上げの速度、速さや音量を調節する機能でございます。その他、文字を拡大したり、画像のサイズや背景色を変更することに加えて、漢字に読み仮名を振ることができま

す。

なお、これらの機能はスマートフォンにつきましても同様の支援機能が利用できるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○６番（津村俊二君） それで、視覚障がい者や視力の弱い方にとって、例えば広報や郵送される通知文など、印刷物から情報を取得するには困難があります。この課題を解消するための方法として音声コードがあります。これはQRコードと同じようなもので、印刷物された切手大の２次元コードを機械的にスキャンすることで音声を再生させるものがあります。

このコード１つに日本語で約８００字の情報が入ります。この音声コードと読み上げ装

置のシステムには2種類あります。1つにはSPコードという音声コード、この音声コードを再生するには活字文書読み上げ装置「T e l l m e」のみに対応しております。

この活字文書読み上げ装置は、既に本市でも視覚障がい者用に日常生活用具として視覚障がい者2級以上の方に支給されているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

活字文書読み上げ装置につきましては、身体障がい者手帳の視覚障がい2級以上の方を対象といたしまして、購入費用の一部を補助しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

この視覚障がい者用活字文書読み上げ装置は読み取りするため、音声コードの印刷位置を限定します。しかし、現在、SP音声コードの生成システム読み上げ装置の生産は終了しているので、既に読み取り装置を支給されている方のみ使用できることとなります。

したがって、日常生活用具として支給品になっているものの、現在は在庫のみ支給可能な装置ということになります。

もう一つは、新しく開発されたU n i - V o i c e（ユニボイス）という音声コードでございます。これはスマートフォンで無料のU n i - V o i c eアプリで再生できます。また、印刷に使うU n i - V o i c eコードは専用の音声コード、生成アプリが必要となりますが、自治体、公益社団法人等には無償貸与されます。

この音声コードの生成アプリはW o r dにアドインされ、音声に変えたい文章を作成すれば自動で生成されます。つまり、スマートフォンさえあれば、無料のアプリを使って音声に再生されますので、視覚障がい者のみならず、文字が読み難くなった方でも簡単に利用できます。

さらに、U n i - V o i c eアプリの文字情報は日本語に限らず、英語、中国語、韓国語など19言語に対応しており、特に外国人への防災情報の提供にも役立てることができそうです。既に政府をはじめ、各地方自治体での導入が進んでおります。

そこで3点目、既に日常生活用具として導入されている視覚障がい者用活字文書読み上げ装置の利用状況ですが、利用者数と市域の事業所などでの音声コードによる発信状況に

ついて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

視覚障がい者用活字文書読み上げ装置につきましては、野洲市障がい者等日常生活用具給付事業におきまして、給付品目として取扱いをして、先ほどもお答えいたしましたように、購入費用の一部を補助しているものですが、これまで6名の方に給付をさせていただいております。また、市域の事業所などで音声コードによる情報の発信をされているかどうかといった状況につきましては、市では特に把握をしておりませんので、ちょっとお答えはいたしかねます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） また、本市の音声コードを使ったこの印刷物はどのようなものがあるのか、現状と取り組みについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 本市では現在のところ、音声コードを入れた印刷物を発行しているということについては認識をしておりません。発行はしていないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 視覚障がい者はもとより、誰にも優しい情報のユニバーサルデザインに向けて、音声コード、U n i - V o i c eを本市の広報や通知文などの印刷物に活用することについての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 5点目のU n i - V o i c eについてのご質問にお答えいたします。

音声コード、U n i - V o i c eを本市の広報や通知文などの印刷物に活用することについてですけれども、広報やすにつきましては、現在、点字版及び音声版を作成しております。視覚障がいのある方で点字版及び音声版をご希望される方に配布をさせていただいております。

また、ホームページにつきましても、先ほど政策調整部長からお答えがありましたよう

に、音声読み上げソフトを導入し、視覚障がいのある方に情報の発信をしていることから、現時点ではたちまちUni-Voiceを導入する予定はしておりません。しかし、Uni-Voiceはスマートフォン用の読み上げアプリが無償で配布されていることなどから、今後、全国の標準的な音声コードになり得る可能性、こういったことがあることから、Uni-Voiceを使った音声コードの作成に係る事務や経費等、まずはUni-Voiceを導入されている先進自治体の事例について調査研究をしていきたいというふうに考えております。

また、誰もが必要とする情報を誰もが容易に入手できる環境を整備するため、今後もデジタル技術などの進展には注視をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 私もこのUni-Voiceのアプリを操作というか、アプリを取得して使おうとしていたんですけども、視覚障がい者の方は当然スマホの文字が見えない。ホームページにも音声で聞くことができるという、タッチして音声を聞くことができるようになっているんですけど、ただ、視覚障がい者の方は見れないわけですから、どなたがサポートしないと見れない、聞こえないんですよ。その点、例えば視覚障がい者の方がどうしたらいいのって、例えば市に問合せがありました、そういうときってどのように対応されるのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 個々の状況に応じてそれぞれの対応になると思うんですけども、例えば、広報についてのお問合せであれば電話での問合せであれば、その場で音読をするといったことも対応も可能かとは思いますが。たしかにおっしゃるように、スマートフォンあるいはパソコンの画面、視覚に障がいがある方についてはなかなかこの操作は難しいということもありますので、そのあたりの対応についてはいろんな場面を想定して、今後、対応、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 視覚障がい者のみならず、高齢者の方々、耳も聞こえなくなったりとか、いろいろそういう障がいをお持ちの方への対応というのは、今後また増えてくるのではないかというふうに思います。やっぱり、そういうサポートする、例えばボランテ

ィアでそういう市の広報であつたりを読み上げて、それを何か活用しているグループというか、そういった方々とかいうことは、そういう取り組みとかいうのはありませんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ボランティアグループによる支援、サポートというのはちょっと具体的には承知をしていないところです。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 私の知るところではそういう方々がいらっしゃるというふうにお聞きしております。市の広報を読み上げて、それをCD化して、必要な方々に配布すると。私も詳しくは知らないんですけど、そういうことをやっているよということをお聞きしましたので、ございました。ぜひ、そういう、例えば僕らの声でちょっと録音するというのは、僕らというのは私の声とかじゃなくて、やっぱりそういう専門というか、そういう透き通るような声、透き通るような声といっても難しいんですけど、そういった方々の声を録音して、その録音したのを月に1回、広報の音声ですよという形でお知らせする、そういう仕組みづくりというのも今後検討をしていただけるのかどうかをちょっと伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 広報に限ってになりますけれども、5点目でもお答え申し上げますとおり、現在、広報やすについては点字版及び音声版を既に作成をしております。希望される方についてはお渡しをさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

6名の方が少ないか多いかということではないんですけども、知らない方がいらっしゃると思うんです。そういうのがあるよというのを、また啓発周知というのを引き続き、取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の項目の質問に移ります。

「COCOLOプラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～」を受けての不登校支援の推進についてでございます。

昨日の山崎議員からも不登校の質問がありましたので、数字に関しては答弁は要りません。

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し、約30万人となる中、文部科学省は令

和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうと、COCOLOプランを発表しました。

まず初めに、このことについての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員のCOCOLOプランを受けての不登校支援についてのご質問のうち、1点目のCOCOLOプランについての見解をお答え申し上げます。

今年3月に、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」という文部科学省からの通知があり、これを各学校にすぐに周知をいたしました。本市としましても、不登校児童生徒も含めた全ての児童生徒の社会的自立を目指して、学校と関係機関、地域が一体となって子どもたちを支える仕組みづくりをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 私、不登校を経験された、もう大人になられた方々と接する機会を持っているんですけども、不登校を経験したから今の僕があるとか、今の私があるとかいう方々が結構いらっしゃるんです。この不登校ということが何か駄目とか悪いことだよみたいな、そういうことはあってはならないと私は思うんです。ひきこもりもそうなんですけども、ひきこもりの人に見れば、私は夢こもりなんだというふうにおっしゃいます。夢を持って今こもっているんだよというふうにおっしゃいます。だから、そういう認識というか、教育長の不登校に対してのどういう見解、例えば、不登校になっている子どもたちに対応するに当たって、いいんだよとはよう言わんと思うんですけども、そのことを否定したりとか、ちょっと難しい面もあると思うんですけども、その辺の認識というのはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 不登校というのは誰にでも起こることで、特に子どもたちについては、私はその子については無理に学校来なさいとかいうふうなのではなしに、その子は今自分のエネルギーをためている期間やというふうな捉え方をして、温かく見守るといいますか、だから、いろんなサポートをいろいろ提示はしますけども、あんまり押しつけずに、その子が外に向かって歩き出すのを待つというか、そういう姿勢が大事かなと

いうふうに捉えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次は不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であります。不登校の子どもの保護者の会という団体等はあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 保護者の会といいますか、そういう組織というんではないんですが、保護者さんが集まれる場というのはございます。一般社団法人蜜柑の木というそういうグループがございしますが、その方と野洲市民の方が社会福祉協議会の協力を得て、昨年度から毎週第4水曜日に、中主の安治で民家を借りて、親の会、お話し会というのを組織されていまして、そこで不登校に悩む保護者さんが集まっているいろんな体験話とかそういうことをお互いに話し合うというのをされておられます。

また、これとは別に、今年度、まだ1回目は開かれていないんですが、不登校や行き渋りの保護者のためのおしゃべり会というふうな形で、これも社会福祉協議会の協力のもとに、6月19日ですから、昨日、この野洲学区でそういう取り組みが行われたというふうな話は伺っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 不登校の子どもの保護者に対しての話合いの場、今おっしゃっていただきました。また、保護者に対してのスクールカウンセラーとの対応あると思うんですけども、そのことを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すいません、先ほどちょっと親のお話し会、毎週と言いました、申し訳ございません、毎月1回第4水曜日ということでございますので、訂正をいたします。

それでは、3点目の保護者のスクールカウンセラーの対応についてお答えをしたいと思います。これは文科省のCOCOLOプランにも示されていますように、不登校児童生徒の保護者が1人で悩みを抱え込まないように支援をしていくことを、やっぱり、大変重要かなというふうに思っています。本市では県費のスクールカウンセラーと、それから、市

費のオアシス相談員を各学校に配置していますので、保護者さんのニーズに合わせて、相談活動を行っています。また、市費のスクールソーシャルワーカーもその保護者さんの相談にも対応しています。

それから、ふれあい教育相談センターの心の教育相談事業というのをやっているんですけども、ここもカウンセラーが不登校相談、相談のほとんどが不登校であるというふうになっていますが、こういうなのがあります。

それからもう一つ、守山野洲少年センター、これは本来は非行といいますか、問題行動を起こす子どもたちの対応の少年センター、そもそもはスタートなんですけど、今は7割から8割はこういう不登校関係の相談業務をやっています。

一方、市の教育委員会では、県の教育委員会に対してこういう相談対応するスクールカウンセラーの配置というのは、週1回とか2回とかもう本当に回数が限られていますので、その学校配置の常駐化とか、あるいは回数をもっと増やしてほしいというようなことを要望しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

そのようにいろんな対応をさせていただいているということで、私が心配しているのは、抱え込んでいるその家族、本人もそうですけども、その保護者の方がどこにも相談できなくて抱え込んでいるというケースがあってはならないと思うんですけども、そういうどこかにつながっているというふうに、ほぼ100%というか、誰かにつながっているというふうになっているのかどうかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校に来てないということで、どの子かどの子の保護者さんかというのは分かりますので、今言いました多様な手だてを使ってアプローチをしています。

それから、この間もお話ししましたが、親子サポーターという地域の方に不登校の子を迎えに行ってもらうて、朝一緒に歩いてくるとかいうのがありますし、その後、その保護者さんとじっくりと、ちょっといろいろ話を聞くというふうなのもありますので、多様な形でのアプローチをするということによって、孤立をなくそうというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 本当、親子サポーター、私も、市長もそうですけど、スクールガード、6年目させていただいて、今年に入って、親子サポーターの方々が増えて、非常に安心というか、一緒に学校まで、3～4人、多いときは5人、6人とかで、私たちにスクールガードの人にも、「今日は誰々ちゃんがちょっと遅れていますから、何か忘れ物したから」いうて、そういった本当きめ細かなというか、本当にサポーターの役割を果たしていただいているなというふうに思っています。また、そのサポーターの方々もまた見守りをいただけるようお願いをしたいと思います。

次の質問でございます。多様な学びの場が必要と考えますけども、確保されているのかを伺います。また、学校内にサポートルームのような設置はされているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の多様な学びの場やサポートルームについてお答えをいたします。

特に今、中学校では3中学ともサポートルームという、名前はいろいろつけているんですけども、いわゆる別室です。教室以外の勉強する部屋、それを全て設置して、その場合は空き時間の先生がそこに行って授業をしたりとか、あるいは相談に乗ったりとかいうふうなんをして、教室に入りにくい子どもたち、この子らは不登校といいますか、学校には来るので、別の先生が相手をして何とかサポートをするというふうな仕組みでございます。

また、小学校では教員や支援員の確保がそんな常時その部屋というのは難しいので、ずっとの時間とはいきませんが、それでも決まった部屋をつくっておいて、そこに行ったり、あるいは保健室で対応したりというふうなことで、そのために支援員を配置できたらいいんですけども、必ずしも全部には配置できてないので、そういうところ辺が課題ですが、各小学校とも居場所づくりには結構努めているところでございます。

それから、ふれあい教育相談センター、ここの適応指導教室、名前はドリーム教室というんですけども、ここでは県内では、ここには家は出れて学校には行けないけど、このドリーム教室には行けるといふ子どもたちが来ています。

それから、もう一つ、ここでやっていますのが、県内では数少ないプッシュ型、こちらから出かけていく、もうほとんど学校も行けない、家も出られない子、その子に対しては多くの市町ではなかなか対応できてないという状況なんですけども、本市ではもう数年前から家庭訪問型学習支援授業というシステムをつくりまして、複数の教員OBが家庭訪問して、

その子やあるいはその保護者さんと対応するというふうな取り組みをえています。

いずれにしても、不登校児童生徒の多様な学びの場、居場所づくりというのは本当に大事なことやと思いますので、これからもその充実に向けていきたいというふうに考えています。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

ドリーム教室であったり、プッシュ型の訪問をしていただけるという、本当にいろんな形で取り組んでおられることがよく分かりました。

次、1人1台の端末、タブレット活用して授業を配信してのオンライン指導の充実が実施できているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 市内の小中学校ではどの児童生徒に対しても授業をオンラインで配信できる体制は整っています。コロナ禍でも、お家に持病といいますか、病気を持ったお年寄りがおられるので、ちょっと登校は控えたいというお家もありまして、そういうところに対しては学校から配信をして、その子が授業に参加するというふうなこともやってきました。

現在、全ての不登校生に対して配信をしているわけではございませんが、一人ひとりの状況に応じて、この子はこういうなんで勉強できるやろというふうに、保護者さん、それから本人の了解も要るんですけども、そういう相談の中で対応をしています。

また、中学校では本人の希望がありますれば、どの教科をオンラインで受けるかどうか、これは本人と担任で相談して、学校と家庭をつないでオンライン授業をえている生徒がいます。

それから、小中学校で別室登校、さっき言いました、教室ではない部屋に行っている。この生徒が教室とその別室をつないで、オンラインでその教室の自分のいる教室の授業を受けるというふうなこともやっています。

以上のように、このICTを活用した学びの場というのは、やり方がいろいろありますので、不登校の子にとってもちょっとでも授業が、本人がやりたいといった場合には、そこを保障できるようにこれからも続けていけたらというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 有効的に活用しているということで理解できました。

不登校の児童生徒の一人ひとりの状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であると考えます。不登校の生徒の多様な学びの場、先ほどおっしゃっていただきました、必要であります。そういった場、自宅、サポートルーム、ふれあい教育相談センター、ドリーム教室での学びが学習成果として評価されないために、調査書、内申書の成績がつかずに不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があると思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えしたいと思います。文科省のCOCOLOプランでは、学校と教育支援センターなどが連携して不登校児童生徒の学習状況も把握して、学校で適切に評価することが求められています。しかし、こうした多様な学びの場での評価は、本市も含めまして、まだ全体的にまだまだ厳しい状況となっています。本市でもふれあい教育相談センターと学校との連携を強化したり、1人1台のタブレット端末を利用した不登校生に対する先ほどのオンライン授業、これで不登校生と教室をつないでいけるように努めてはいますけども、まだ評価という部分にまでは十分には至っていません。多様な学びの場での学習が学習成果として評価できるような体制づくりというのが、これからの本市の大きな課題かなというふうに思っています。

ただ、昨年度ですが、ドリーム教室にいました中学校3年生はちゃんと学校といろんな連携の中で評価をして高校進学を果たしておりますので、できる限りの手だては打ちたいというふうには思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ぜひともそういった苦労というか、本人が努力していることが評価される、そういう体制をぜひまた進めていただきたいというふうに思います。

最後に、不登校の子どもたちの保護者を支援していくことが必要だと思います。COCOLOプランを受けての今後、本市においての取り組みについてを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 文科省のCOCOLOプランでは、3つのことを大事にしています。

1つ目は、多様な学びの場の確保でございます。それから2つ目が、小さなSOSを見逃さず、チーム学校として対応してその児童生徒を支援するということ、それから3つ目が、学校風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にすること、こういうことを言われています。

この3つ、目指す姿というこのCOCOLOプランを本市も1人1台タブレット端末を利用したこの不登校生に対するオンライン授業のさらなる推進や、先ほどからもお話ししましたけども、ふれあい教育センターの支援の充実に、これからも、今、改築でもうすぐ出来上がるんですけども、さらに充実できるのかなというふうに思っています。

また、チーム学校という教職員の、どういうんか、このチーム力いうんですか、これで、子どもたちの支援や学校風土の見える化について、ずっと言われて、大きな今課題とやっておりますコミュニティスクール、地域の方も交えて、学校と地域の皆さんでこの地域の子どもたちを育てていくという地域総がかりで子どもを育てるといふ、そういう体制をますます充実を図っていったらというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと質問から少し外れますけども、先月、野洲教育委員会の後援で、「夢みる小学校」という、これ全議員にもチラシを配布させていただいたんですけども、この「夢見る小学校」、宿題がないとか、あとは時間割は子どもたちが決めるとか、かなり破天荒なとか、子どもたちによく教育長がおっしゃる考える力、生き抜く力というのを、この映画をこの文化ホール小劇場で、5月の13日、土曜日、13時からあった、私も拝見させていただきました。かなり大きな問題提議とか、動執生疑とか、そういうことを思いました。

もし、教育長、見られてたら、感想をいただきたいのと、かなりそこでおっしゃったのは、校長の采配で、さっき言った宿題はなしとか、できるもんなのかどうか、それやったら当然、子どもはうれしいでしょう。分かりませんがね。うれしい子もいるでしょう。先生も楽でしょう、だって、採点しなくていいわけですから。それこそ、ずっとこの教育改革、教員の働き方改革にもつながるといふか。

ですから、もっと小学校のこういう、いいものは取り上げていただきたいといふか、大人も子どももこんな学校に行きたかったというて、茂木健一郎、脳科学者ですかとか、尾木

直樹さんとかが推奨している、そういう文部科学省選定の映画でありました。見てなかったら、この「夢みる小学校」へのちょっと認識、見解をちょっとお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 残念ながらその日は別の用事がありまして、見ることはできなかったんです。今、お話の中身、大体聞いてますと、大体の様子は分かるんですけども、校長の采配で宿題なしにはできないことはないです。それは担任の采配でもできると思いますし、問題はないんですが、一番心配していますのは教育格差といいますか、やっぱりしんどい子の、どういうんか、家庭の子どもたち、ここはですね、そりゃ、宿題なしでしたらどうなのかいうたら、家に、例えば文字文化がないとか、そういう状況があって、家に本が全くないという、本に接する機会もないとか、あるいは体験という、物凄い教育の土台で、いろんな体験いうのは物凄い大事なことなんです、非認知能力を育てるとか、頑張る力とか、みんなで協力する力とか、こういう力ですけども。そういうことに家庭の中で、そういう土台を築いていただけるかどうかという心配もあるんです。

ですから、ある程度、生活が安定している中では、そういうなんはどんどん進められるかなというふうに思いますけど、本当にしんどい子の家庭を見ますと、それが果たしてその子の力になるかどうかという、私はちょっと不安があります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） この小学校卒業された方の、優秀な成績で大学等に進学されております。大事なことは教育長がいつもおっしゃる考える力が本当に育ってる、自分たちで小屋も造ったり、先生は何もノータッチ、自分らで考えようって言って、小学生がいろんな建物を造ったりしているんですよ。それは私も非常にすごいなというふうに思いました。

あと、この6月に入って、私、スクールガードである試みを始めました。というのは、この6年間やってきて、挨拶がどうしてもしていただけないので、祇王小学校には校舎の上に「夢・元気・笑顔」、市長がよくおっしゃる笑顔あふれるこの笑顔で、祇王小学校ってあるんですよ。それで、どうしたらいいかなとずっと私も悩んできました。横断中の旗の棒にぬいぐるみをつけました。そのぬいぐるみはしゃべります。オウム返しに言ってくれます。それを今月から始めました。

すると、ぬいぐるみにみんな挨拶するんですよ。たたく子もいるし、「ちょっとたたかん

といて」ってするんですけど、笑顔もいっぱい見えました。約30人ぐらい、10人、10人ぐらいの集団で登校するんですけども、半分以上の笑顔の児童たちが、本当に、それだけで私も元気が出るし、ちょっとは貢献できたかなと。賛否あると思うんですけど、そんなぬいぐるみでそんなん笑わせたらあかんでという人も中にはいるかもわかりません。でも、私はそうやって、低学年の方が多いですよ、やっぱり。ちょっと高学年になると、ちょっと恥じらいがあんのかな、ちょっとしてくれない子もいらっしやいますけども。

ちょっと余談でしたけども、紹介しておきます。あかんかったらあかんと言ってください。すぐ取りやめますので。

あと最後に、今日のある新聞に教育哲学者のデューイが、学校のあるべき姿をこうおっしゃっています。「今、既にある社会に子どもを順応させる場所ではなく、これから向かうべき社会への発達の芽を宿した場所である」と、こうおっしゃっています。このデューイという方は世界的にも有名な教育学者でございますので、私たちも同じように大人も絶えず人間の尊厳が守られる社会へ進む努力を怠らないというふうに結んでおられますので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君）　ここで布施政策調整部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君）　ただいまの津村議員の2点目のご質問の中で、健康福祉部長のほうからご答弁いただきました広報紙のボランティアさんのご協力でございます。担当部より少し補足をさせていただきたいと思っております。

広報紙につきましては、野洲朗読グループ「さえずり」というボランティアグループさんのほうで、音声の録音、CDに録音していただいているというボランティアをいただいておりますので、9名の方に情報提供いただいているということをご紹介させていただきまして、補足とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君）　以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明21日から6月29日までの9日間は、各委員会での議案審査のため休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、明 21 日から 6 月 29 日までの 9 日間は、各委員会での議案審査のため、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る 6 月 30 日は午後 1 時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午後 2 時 08 分　散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年6月20日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 稲垣誠亮

署名議員 橋俊明